

## 平成24年第3回与論町議会定例会会議録

### 目 次

会期日程 .....	(4)
<b>第1日（9月19日）</b>	
開 会 .....	5
開 議 .....	5
仮議席の指定 .....	5
議長の選挙 .....	5
議席の指定 .....	7
会議録署名議員の指名 .....	7
会期の決定 .....	7
副議長の選挙 .....	7
常任委員の選任 .....	8
議会運営委員の選任 .....	9
沖永良部・与論地区広域事務組合議會議員の選挙 .....	10
諸般の報告 .....	11
議案第46号 与論町防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 .....	11
議案第47号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第3号） .....	13
議案第48号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） .....	20
議案第49号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) .....	21
議案第50号 工事請負契約について (一般廃棄物最終処分場建設工事1工区) .....	22
認定第 1号 平成23年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について .....	24
認定第 2号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出 決算認定について .....	24
認定第 3号 平成23年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について .....	24
認定第 4号 平成23年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて .....	24
認定第 5号 平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について .....	24

認定第 6 号 平成 23 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	24
認定第 7 号 平成 23 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	24
特別委員会設置及び委員会の選任について	27
同意第 1 号 監査委員の選任について	28
散 会	29

### 第2日（9月27日）

一般質問	34
喜山康三君	34
高田豊繁君	50
町 俊策君	62
林 敏治君	71
麓 才良君	86
供利泰伸君	98
散 会	105

### 第3日（10月1日）

認定第 1 号 平成 23 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	111
認定第 2 号 平成 23 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	111
認定第 3 号 平成 23 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	111
認定第 4 号 平成 23 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	111
認定第 5 号 平成 23 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	111
認定第 6 号 平成 23 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	111
認定第 7 号 平成 23 年度与論町水道事業特別会計収入支出決算認定について	111
陳情第 9 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）	114

陳情第 7 号 平成 24 年度表層魚礁緊急設置補助事業についての陳情 (環境経済建設常任委員長報告) .....	116
陳情第 10 号 イヌパ線（仮称）改良舗装整備についての陳情 .....	116
発議第 4 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」 の構築を求める意見書の提出について (麓才良議員ほか 2 人提出) .....	117
議員派遣の件について .....	119
閉会中の継続審査・調査について .....	119
閉 会 .....	119

## 平成24年第3回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	日 程
9	19	水	本会議(開会、議長等選挙、委員会構成等、議案審議)、事業箇所調査、常任委員会
	20	木	決算審査特別委員会
	21	金	決算審査特別委員会
	22	土	
	23	日	
	24	月	全員協議会、議会運営委員会
	25	火	休会日
	26	水	休会日
	27	木	本会議(一般質問)
	28	金	予備日(議事整理日)
	29	土	
	30	日	
10	1	月	常任委員会、本会議(閉会)

# 平成 24 年第 3 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 24 年 9 月 19 日

平成24年第3回与論町議会定例会会議録  
平成24年9月19日（水曜日）午前9時05分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員の選任

追加日程第6 議会運営委員の選任

追加日程第7 沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙

追加日程第8 諸般の報告

追加日程第9 議案第46号 与論町防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第10 議案第47号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第3号）

追加日程第11 議案第48号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

追加日程第12 議案第49号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

追加日程第13 議案第50号 工事請負契約について（一般廃棄物最終処分場建設工事1工区）

追加日程第14 認定第1号 平成23年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

追加日程第15 認定第2号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

追加日程第16 認定第3号 平成23年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

追加日程第17 認定第4号 平成23年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

追加日程第18 認定第5号 平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

追加日程第19 認定第 6号 平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入  
歳出決算認定について

追加日程第20 認定第 7号 平成23年度与論町水道事業会計収入支出決算認定  
について

追加日程第21 特別委員会設置及び委員会の選任について

追加日程第22 同意第 1号 監査委員の選任について

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田繁君
3番 町俊策君	4番 林隆壽君
5番 喜山康三君	6番 供利泰伸君
7番 野口靖夫君	8番 麓才良君
9番 福地元一郎君	10番 大田英勝君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（14人）

町長 南政吾君	副町長 川上政雄君
教育長 田中重君	総務企画課長 元井勝彦君
会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君	税務課長 野田俊成君
税務対策監兼収納対策室長 池上成孝君	町民福祉課長 沖野一雄君
環境課長 福地範正君	産業振興課長 鬼塚寿文君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 山下哲博君
教委事務局長 竹沢敏明君	水道課長 池田直也君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係 長朝岡芳正君

開会 午前9時05分

-----○-----

○議会事務局長（川畠義谷君） 事務局長の川畠です。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の町俊策議員を御紹介します。

○臨時議長（町 俊策君） ただいま紹介されました町俊策です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願ひします。

-----○-----

○臨時議長（町 俊策君） ただいまから、平成24年第3回与論町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（町 俊策君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

-----○-----

### 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（町 俊策君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（町 俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、供利泰伸君が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（町 俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、供利泰伸君が指名することに決定しました。

供利泰伸君。

○6番（供利泰伸君） 議長に大田英勝議員を推薦いたします。

○臨時議長（町 俊策君） お諮りします。

ただいま、供利泰伸君が指名しました大田英勝君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（町 俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大田英勝君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された大田英勝君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

大田英勝君。

○議長（大田英勝君） 大田英勝でございます。

名誉ある与論町議会の議長に推挙いただき身に余る光栄に存じます。双肩にずしりとのしかかる責任の重さを感じつつ、謹んで受諾をする次第であります。

今期から議員定数が10人となり、議員一人一人の責任の重さも大きくなっています。

また、町政を取り巻く情勢もますます厳しくなる一方ですが、そのことを自覚しつつ、個々の議員活動の活性化はもちろん、チーム与論町議会はいかにあるべきかを常に念頭に置きつつ、町民に信頼される議会、町民に寄り添う議会を目指し、誠心誠意微力をつくしてまいりたいと存じます。

台風15号の影響による異例の繰り延べ投票、さらには今期の任期が始まるやいなや襲いかかり、大きなつめ跡を残した台風16号、まさに嵐の中の船出となりましたが、一日も早く災害復旧を成し遂げ、順風満帆な航海に戻れるよう願ってやみません。

今回選ばれた10人の議員は、激論をたたかわせながらも、お互い島の発展のためにという点においては、常に心を一つにできる仲間だと確信しています。私自身いたらぬところも多々あるかとは存じますが、皆様のお支えをいただきながら精いっぱい頑張りますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(拍手)

○臨時議長（町 俊策君） 大田議長、議長席にお着き願います。

○議長（大田英勝君） 新米議長で何かと不行き届きの点、とまどうところもあるかも知れませんが、皆様方の御協力をいただきながらしっかりと頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(拍手)

-----○-----  
散会 午前9時12分

開議 午前9時13分  
-----○-----

○議長（大田英勝君） 本日のこれから日の日程は、お手元に配りました追加議事日程のとおりです。

-----○-----  
**追加日程第1 議席の指定**

○議長（大田英勝君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

-----○-----  
**追加日程第2 会議録署名議員の指名**

○議長（大田英勝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番林敏治君、5番喜山康三君を指名します。

-----○-----  
**追加日程第3 会期の決定の件**

○議長（大田英勝君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月1日までの13日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から10月1日までの13日間に決定しました。

-----○-----  
**追加日程第4 副議長の選挙**

○議長（大田英勝君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、喜山康三君が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、喜山康三君が指名することに決定しました。

喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 副議長に福地元一郎君を推薦いたします。

○議長（大田英勝君） お諮りします。

ただいま、喜山康三君が指名しました福地元一郎君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました福地元一郎君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された福地元一郎君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

福地元一郎君。

○副議長（福地元一郎君） ただいま副議長に推薦されました福地でございます。

皆様から推薦いただきまして、誠にありがとうございます。

副議長になったからには、議長を支え議会の輪をモットーに町民のために一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(拍手)

-----○-----

## 追加日程第5 常任委員の選任

○議長（大田英勝君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によつて、林敏治君、高田豊繁君、林隆壽君、麓才良君、福地元一郎君の5人を総務厚生文教常任委員に、町俊策君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、大田英勝君の5人を環境経済建設常任委員に、高田豊繁君、林隆壽君、喜山康三君、供利泰伸君、福地元一郎君の5人を広報常任委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

これから各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時17分

再開 午前9時18分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

総務厚生文教常任委員長に麓才良君、同副委員長に高田豊繁君。

環境経済建設常任委員長に供利泰伸君、同副委員長に喜山康三君。

広報常任委員長に喜山康三君、同副委員長に林隆壽君、以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

#### 追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（大田英勝君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、福地元一郎君、麓才良君、供利泰伸君、喜山康三君、野口靖夫君の5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時20分

再開 午前9時21分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に麓才良君。

以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

#### 追加日程第7 沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙

○議長（大田英勝君） 日程第7、沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員に林敏治君、喜山康三君、供利泰伸君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました林敏治君、喜山康三君、供利泰伸君を沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました林敏治君、喜山康三君、供利泰伸君が沖永良部・与論地区広域事務組合議会議員に当選されました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 9時23分

再開 午前10時42分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 大変長らくお待たせいたしました。新しく議長に選ばれました大田でございます。なにしろ今日が初舞台でございますので、何かととまどつたり不行き届きの点もあるかと思いますが、皆様方の温かい御配慮をいただきながら、精一杯努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

### 追加日程第8 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第8、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から、平成23年度与論町健全化判断比率の報告、平成23年度与論町公営企業資金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類が提出されていますので、お目通しください。

また、監査委員から平成24年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、お目通しください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については次のとおりです。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちゅう議会だより第104号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布、9月20日本曜日の予定でございますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

### 追加日程第9 議案第46号 与論町防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第46号、与論町防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○町長（南 政吾君） 新しく議員になられた皆様方の第1回目の議会ということになります。私ども執行部も皆様方の御指導、御指摘をいただきながら、今後また頑張ってまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。御当選誠におめでとうございます。

議案第46号、与論町防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

新たに建設した防災センターの位置（番地）の変更によるものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、与論町防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、与論町防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**追加日程第10 議案第47号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第3号）**

○議長（大田英勝君）　日程第10、議案第47号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君）　議案第47号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、固定資産税200万円、普通交付税1億103万1,000円を増額計上している一方、農林水産業費県補助金481万5,000円減額、町債849万3,000円の減額などを計上しています。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費電算管理費で業務用パソコン共同調達費156万6,000円、民生費児童福祉費で療育センターのトイレ・シャワーワー室改修に伴う原材料費200万円、農林水産業費耕地費で与論地域農村振興基本計画策定業務委託費230万円、商工観光振興費で平成24年度県営魅力ある観光地づくり事業に伴う用地購入費400万円、土木費では町道災害復旧対策工事費300万円、町道川良線舗装工事費500万円、宇和寺団地擁壁工事費500万円、教育費ではB&Gプール照明器具・塗装等に係る修繕費442万4,000円、多目的運動広場整備事業基本計画策定委託料200万円などを計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ9,216万6,000円を追加し、一般会計予算総額39億7,793万5,000円となっています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君）　7番。

○7番（野口靖夫君）　補正予算を精査する前に、一言お聞きしてみたいと思います。

私は政治の要諦は、町民の生命と財産を守ることにあると思っています。そこで、重要な補正予算を精査する前に大変恐縮ですが、台風15号災害、16号災害で、生命を失った方はおられませんが、財産を失って途方に暮れている方々が多数おられます。

そこで私は、政治の要諦であることは最初に申し上げましたとおり、この財産を守ることをしないと、もちろん生命の危機にもかかわることですから、お聞きするのです。

そこで、企画総務課長でも町長でもよろしいです。このまま我々は指をくわえて町民が自主的に復興するのを待つべきなのか、あるいは先ほど申し上げましたよう

に、行政は何をなすべきかを我々は真剣に考えなければならないと思っているのです。

そこで総務課長、町長もですが、台風の常襲地帯ということはだれしも承知の事実なのです。そこで我々はこれだけの被害を受けた。先ほど全員協議会室で企画総務課長の説明を受けて、すごい災害を受けたと認識したのですが、我々議会においても現地調査をいたしました。その結果、非常に大変な状況だという共通認識を持って、我々にできることは何があるかと今から相談するのですが、そのことを考えながら調査していたのです。そこで大切なことは、お金がかかります。財源をどのように確保されていかれるのか。何でもかんでも補助金でもって災害復旧をするということはできませんから、最低限度のことをしなければならないのです。その最低限度のことに対する財源の確保が大事なのです。だから、財源確保の見通しを是非ひとつ町民に対して力強い町長の、あるいは総務課長の考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 台風15号、16号と大きな台風を私ども受けまして、大変な状況にあることは、もう御承知のとおりです。ちなみに今回の16号台風では、まだ確定ではありませんが、公共関係の被害は2億300万円、それから一般の民間の被害は、9億500万円ということですが、ただこれはいろいろと精査しなければならない点があるのですが、私どもとしてもできるだけの対応ができるよう行政としてすべきことを手落ちのないようにやりたいと考えています。そういう点で今日の議会で、その対策を検討したいということで計画をして、各課長に通達をしたところです。大変な災害で、新聞等で御承知のとおりですが、あれ以上に出ない部分もたくさんあります、今後、行政としてやるべきことをしっかりとやってまいりたいと考えています。財政調整基金もそのためにあるので、町や行政でやるべきことについては、徹底してやってまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 参考までにそういう協議があるならば、私的な考え方を参考にされるか、参考にしなくとも結構ですが、是非聞いていただきたいと思います。

まず第1点目に、神奈川県の寒川町というところがあります。そこに災害見舞金制度がありまして、これは条例とかで災害見舞金を定めなければならないと思うのですが、それには半壊で2万5,000円、全壊で5万円というようなことがあるそうです。

そこでもって考えるべきことは、こう言つては失礼ですが、月々お金が入ってくる、生活費が入ってくる方は、それはある程度しのいでいけると思うのです。だけ

れども、日々まともにお金も入らない、そして生活保護も受けられてない。普段でさえ今日は何を食べていくかと非常に困っている方々で、生活保護を受けてない。収入もないという方々のところが全壊、半壊された場合は、これは大変な問題なのです。これから検討される中で我が本町にとって、この与論町をどうするかをまず考えて話し合っていただきたい。これが1つ。

もう1点は、30数年前だったと思うのですが、沖永良部台風がありました。沖永良部台風のときに与論町は保証人なしでお金が無利息で借りられたのです。そうしたら、払えそうな人には再三、再三、再四、消費者金融の催促電話と同じように元金を払って戻してくれと追いかけ回された方々もおられます。それで、やむにやまれず、その災害援護基金を払った。生活はピリピリしてゐるのに無理に払っていく、もちろん戻さなければならぬお金なので払い戻した。だけでも、それをいまだに返済していない方もおられるのです。いまだにそれが元金として残っています。だから、払う人は払ってもらって、払わない人はそのまま見逃す、それではいくら災害見舞金であっても、非常に不平等ではないかと考えなければならないと思うのです。そこら辺もひとつ念頭に加えて、今日あるいは明日でも対策に対する協議事項の中で考えてみてはいかがかと思うのですが、町長どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） たしかに沖永良部台風以後、沖永良部が災害の復旧に相当な時間をかけて、今でもそういう問題が出ていることはよく承知しているのです。そういう不公平さが出ないような形で今まで打ち合わせをしたのですが、そういったものを十分に検討した上でやってまいりたいと考えています。

○7番（野口靖夫君） それと神奈川県の寒川町みたいなやつ、それは即答はしないでいいです。即答はしないでいいですが、一応どう考えているのか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点も午前中にちょっと話をしたのですが、その件については、慎重に検討しないと後で問題があるということで、災害の判断の基準も非常に問題になってくるものですから、十分に検討し、対応してまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。6番。

○6番（供利泰伸君） 2点ほど伺ってみたいと思います。

1点目は18ページの耕地関連事業で、ため池水質調査業務委託と予算を組んでいますが、どこに委託をするのか、またどのような基準をもって使用期限と言いますか、使用のできるとか、できないとか、そういうことを分かれればお願ひします。まず、どこに委託をするのかをお願いします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） お答えいたします。

これは、平成28年度新規の中山間事業の第二与論地区の採択のための前もっての業務委託調査でございます。中山間事業でソーラーなどの電源を使ったため池の水質浄化ができないかということで、前浜ため池とですね、それから那間ため池、この2つを抽出して、水質調査を行い、そのおいの原因とか、そういうことをつきとめて、中山間事業に反映してまいりたいということで計画してございます。以上です。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） ということは、今回は、調査地区は2か所ということで理解していいですね。

[産業振興課長「そうです」と呼ぶ]

○6番（供利泰伸君） この話を出しましたのは、今、畑かん事業でタチバナ地区も使っていますが、非常に水質が悪いといいますか、最初の使い出しのころは管の中が真っ黒なのです。もしその水をかぶつてしまうと1回家に帰ってシャワーを浴びなければ、人と話ができないぐらいのすごいにおいが出てるのです。そういうことも含めて全部を調査して、どの辺りで止めるのかということも話し合わないといけないのではないかということで、この質問をしたのです。分かりました、2か所ですね。

あと1点は、19ページの用地購入費で平成24年度県営魅力ある観光地作り事業用地購入費ということで、梶引半田とのろし台を計画されていますが、こののろし台をどういう形で進めていくのか、その辺を説明してください。お願いします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） この事業につきましては、昨年の11月に大島支庁のほうに要望を出しまして、事業費は全て県単の事業で行います。事業費の予定は3,000万円ほどの事業を行います。町費といたしましては、用地の購入をするのですが、システムの関係で文字が若干抜けているようです。梶引半田のところが2筆で面積が「1,471」、1が抜けているようですので、よろしくお願いします。

もう1か所は、JAの選果場の南東側に位置するのですが、のろし台のところを観光資源として整備をして、活用しようと思ってそちらの事業を計画しています。事業内容にいたしましては、あずまやを梶引半田につくって、奄美の島々と沖縄の島々が向こうのほうでは非常につながりが見やすいものですから、そういった歴史の勉強ができる場所として整備をしてまいりたいと思っています。なお、JAの南東側ののろし台につきましても、同じような活用で考えているのですが、向こうの

ほうは文化財的な指定もまだ受けていませんので、そちらのほうもからめながら事業のほうは進めてまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 台風のことについて、災害者の方々への支援策についてお聞きしたいのですが、昨年の干ばつをはじめ、さとうきび農家の方が非常に難儀されていると聞いているのですが、ある農家によっては納税するために借入れをしなくてはいけないという御相談がありまして、もう80を過ぎた方なのですが、それでも自分で頑張って納税して生活保護にも入らないで頑張っていらっしゃるお年寄りの方が相当いらっしゃって、こういう方々こそ何らかの手立てをすべきではないかとつくづく感じたのですが、また今年の15、16号の台風など、また今年もさとうきびについて非常に危ぐられるのですが、特に自分で自立して、自分の糧を求めながら納税をしているお年寄りの方々の支援策を何とかできないかと、そのために納税についての繰り延べや、あるいは軽減措置、その辺についてはどういうお考えなのか、税務課長と対策室長にお聞きしたいのですが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（野田俊成君） 説明いたします。税金の減免と猶予に関する法律がありまして、まず、地方税法に規定があります。その中で天災その他特別な事情がある場合には、町税を減免するあるいは猶予するという規定があります。それを受け与論町税条例でもその旨をうたい、どのような減免をするのか猶予をするのかということで具体的なことは、法律と条令を受けたかたちで災害被害者に対する町税の減免に関する条例があります。たとえば、固定資産税に対して価格の30%以上の被害が出た場合は、所得金額に応じて全部を免除する。その全部ですが、被害が発生した月以降納めるべき税金の全部あるいは2分の1、4分の1ということで段階を踏んでの減免措置がなされます。同じように台風被害による農作物の被害についても町民税の減免措置が規制されています。被害状況はみなさん違いますので被害者の申請に基づいて審査を行い、精査を行い所定の措置を行うことになっています。

○議長（大田英勝君） 税務対策監兼収納対策室長。

○税務対策監兼収納対策室長（池上成孝君） 税の減免については、今課長から説明が あったとおりです。それ以外に地方税法で納税の猶予、減免ではないのですが納付をする期間を延ばしてあげるという制度もあります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 被害がどの程度であるか算定したりするその基準について担当は苦労すると思うのです。それはどういう基準でなされるのかということもあるのですが、一応役場のほうに要望ですが、そういうことについていろんな減免措置だ

とか国のほうにもさまざまな支援策があるということを町民にもっとアピールする必要があると思います。ぜひやっていただきたい。

さきほど全員協議会で総務企画課長にも申し上げましたが、これは救助法対策でもできるのではないかというのがありますて県からの融資とかいろいろ対策があると思いますので、被害にあった方々を支援するような相談窓口を一箇所早急に設置していただきたい。今は町民がどこに電話をかけて誰に相談をすればいいのかという状況ではやはりだめじゃないでしょうか。相談窓口を早急に設置していただきたい、お願いしておきます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） それも含めたかたちで今日の会合を行うので早速検討したいと思います。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 11ページの地域イントラネット基盤整備事業の中で町単独工事費が50万円組まれていますが、今回の台風16号の被害が光ファイバだけでも600万円と聞いたのですが、今島内を回って見てもあちこち断線がある状態で私のところもまだ電話もインターネットも使えない状態ですけれども50万円だけでは足りないと思い質問します。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 工事費は50万円ですが、修繕費に300万円ほど計上しております修繕費で対応して行きたいと思います。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） 300万円でもまだ不足なのではないですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これは、台風15号までのものでありますて、今回16号で甚大な被害が出ておりまして今後また補正をお願いすることもあるかと思います。

○議長（大田英勝君） 9番。

○9番（福地元一郎君） ぜひ光ファイバの普及を急いでほしいのです。商売をやっている方などは電話が使えないとかなり影響があるので、また緊急の場合に連絡できないと困りますので、ぜひそちらのほうを優先的にお願いします。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 初めての質問で戸惑うこともありますが、お許し願います。18ページの農業農村活性化推進施設等整備事業についてですが、この県補助工事費の宇勝地区の農道整備費単独970万円、そして町単独工事費が970万円とな

っていますが、これは県の補助ではなくて町単独の補助ができるということですか、説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 当初は県単独事業で予定しておりましたが、県費の予算割当の見込みがなく、この路線は測量もして地主立ち会いのもとやっているところですが今年度の予算割当もないということで町単独の起債事業に割り当てたところです。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 3こども園の人件費についてお伺いします。3こども園からそれぞれ500万円の補正が組まれていますが、人件費というのは補正でやるものじゃなく、本来なら当初でだいたいの見通しがつくことだと思います。これが1点、もう1点は、3こども園とも同一額500万円ということはどういうことなのかお聞きしたい。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） この点につきましては、当初人件費が出てきましたが、予算の編成上どうしても調整しなくてはいけない事情がございまして、そのつど補正等で対応すると3こども園の園長には申し上げてこのような計上の仕方になっております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 結論から言えば、その当初予算では予算が足りそうにないからあとは補正で組もうと考えて出したということですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 確かに当初では、職員の人数把握等の問題もありますのでそういうことも含めて補正でやりますと各園長には申し上げてあります。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

議案第47号は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

[「ありがとうございました」と呼ぶ者あり]

-----○-----

#### 追加日程第11 議案第48号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

○議長（大田英勝君） 日程第11、議案第48号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第48号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で県支出金139万1,000円、療養給付費等交付金164万2,000円、諸収入49万7,000円を増額計上しております。歳出で、総務費8万9,000円、保険給付費164万2,000円、保健事業費179万9,000円を増額計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

[「ありがとうございました」と呼ぶ者あり]

—————○—————

#### 追加日程第12 議案第49号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（大田英勝君） 日程第12、議案第49号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第49号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で繰越金54万5,000円、督促手数料1万9,000円をそれぞれ増額、歳出で後期高齢者医療広域連合納付金として24万6,000円、一般管理費18万6,000円、保険料還付金13万2,000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

[「ありがとうございました」と呼ぶ者あり]

-----○-----

### 追加日程第13 議案第50号 工事請負契約について（一般廃棄物最終処分場建設工事1工区）

○議長（大田英勝君） 日程第13、議案第50号、工事請負契約について（一般廃棄物最終処分場建設工事1工区）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第50号、工事請負契約について（一般廃棄物最終処分場建設工事1工区）について、提案理由を申し上げます。

一般廃棄物最終処分場建設工事1工区について工事請負契約を締結したいので議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号（第2条）の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） 工事契約について賛否を言うわけではありませんが、工事の在り方について伺います。

以前、そちらから有害物質が検出されていますが、これは今どういう状況になっているのか説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○町長（南政吾君） お答えいたします。建設予定地周辺に平成20年度にモニタリ

ング井戸を設置し、与論駅そばのモニタリング井戸から確かに有害物質が出ておりまます。その時点で県からも継続的に観察し、その経緯を見守るようにという指導を受けて、本町としても平成22年度の環境衛生調査で有害物質が出たのですが、23年度同じ場所を調査し、そしてまた、24年度も実施しておりますが、現在のところ、モニタリング井戸からは有害物質が出ておりません。また、その他のモニタリング井戸からも現時点では有害物質は検出されておりません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） わかりました。今後も有害物質が出ることがないか観察をお願いしておきます。

それから、工事に伴ってしゅんせつというか露天掘りみたいな形でほられるわけですが、その廃土を建設場所以外に搬出すると聞いています。その場合搬出する土壤に汚染土は含まれていないか、どれだけの量なのか、搬出するときの土壤の安全検査はどうされているのかについて説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 今年度実施される第2工区につきましては、建設残土が出ます。相当な量になりますけど搬出先は、現在のところ立長の秀和園近くの埋土にできればと思っています。その点につきましては、秀和園からも要請があった関係で行政のほうとしてもそちらへ運搬できればと思っています。

それと搬出残土の汚染については、さきほど申し上げました有害物質が出た与論駅近くの井戸からは距離があり、建設予定地の近くにあるモニタリング井戸からは有害物質が出ておりませんので、担当課としましても現在のところは、土壤的にも大丈夫だと認識しており予定どおり搬出できればと思っております。今後、何か検出された場合は、その時点で検討してまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、工事請負契約について（一般廃棄物最終処分場建設工事1工区）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしとみとめます。

したがって、議案第50号、工事請負契約について（一般廃棄物最終処分場建設工事1工区）は、可決されました。

[「ありがとうございました」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） ここで昼食及び現地視察のため休憩します。午後は3時20分から再開しますのでよろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午前11時31分

再開 午後 3時20分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

追加日程第14 認定第1号 平成23年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

追加日程第15 認定第2号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

追加日程第16 認定第3号 平成23年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

追加日程第17 認定第4号 平成23年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

追加日程第18 認定第5号 平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

追加日程第19 認定第6号 平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

追加日程第20 認定第7号 平成23年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（大田英勝君） 追加日程第14から追加日程第20までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

日程第14、認定第1号、平成23年度与論町一般会計歳入歳出決算認定につい

てを議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第1号、平成23年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。本案につきましては地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により平成23年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。御審議され認定していただきま  
すようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

日程第15、認定第2号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを議題とします。

○議長（大田英勝君） 本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第2号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。本案につきましては地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により平成23年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

日程第16、認定第3号、平成23年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第3号、平成23年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。本案につきましては地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により平成23年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

日程第17、認定第4号、平成23年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

○議長（大田英勝君） 本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第4号、平成23年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。本案につきましては地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により平成23年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

追加日程第18、認定第5号、平成23年度与論町後期高齢者特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

○議長（大田英勝君） 本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第5号、平成23年度与論町後期高齢者特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。本案につきましては地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により平成23年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

追加日程第19、認定第6号、平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

○議長（大田英勝君） 本件について、提出者の説明を求めます。町長

○町長（南 政吾君） 認定第6号、平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。本案につきましては地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により平成23年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

追加日程第20、認定第7号、平成23年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを議題とします。

○議長（大田英勝君） 本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第7号、平成23年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について、提案理由を申し上げます。本案につきましては地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成23年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

#### 追加日程第21 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（大田英勝君） 追加日程第21、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号については、林敏治君、高田豊繁君、町俊策君、林隆壽君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、麓才良君の8人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、林敏治君、高田豊繁君、町俊策君、林隆壽君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、麓才良君の8人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時32分

再開 午後3時33分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に麓才良君、副委員長に供利泰伸君、以上のとおりでありますので報告を終わります。

-----○-----

#### 追加日程第22 同意第1号、監査委員の選任について

○議長（大田英勝君） 追加日程第22、同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、林隆壽君の退場を求めます。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第1号、監査委員の選任について提案理由を申し上げます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、林隆壽氏を与論町監査委員に選任したいので議会の議決を求めるものであります。御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号、監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

[「ありがとうございました」と呼ぶ者あり]

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月27日本会議（一般質問）であります。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後3時37分

# 平成 24 年第 3 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 24 年 9 月 27 日

平成24年第3回与論町議会定例会会議録  
平成24年9月27日（木曜日）午前9時25分開議

1 議事日程（第2号）

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田 豊繁君
3番 町俊策君	4番 林 隆壽君
5番 喜山 康三君	6番 供利 泰伸君
7番 野口 靖夫君	8番 麓 才良君
9番 福地 元一郎君	10番 大田 英勝君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（14人）

町長 南政吾君	副町長 川上政雄君
教育長 田中國重君	総務企画課長 元井勝彦君
会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君	税務課長 野田俊成君
税務対策監兼収納対策室長 池上成孝君	町民福祉課長 沖野一雄君
環境課長 福地範正君	産業振興課長 鬼塚寿文君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 山下哲博君
教委事務局長 竹沢敏明君	水道課長 池田直也君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係長 朝岡芳正君

開議 午前9時25分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ・・・、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） ただいまから一般質問をいたします。

平成24年9月定例議会の一般質問を行う前に、この度の台風16号で多大な被害をこうむった方々にこの場をお借りしてお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

被害者のほとんどが現在も機材や資材、作業員の手配ができず手つかずの状態にある中、台風17号が接近するなど、台風対策・処理と復旧に奔走されている実情を町当局は十分認識されていると思います。残がい処理と復旧には相当の日数を必要とすることから、リサイクルセンターの無料での受入れ継続、支援対策等に格段の配慮をお願いいたします。

お手元に資料を配布しておりますが、独立行政法人の学生支援機構については災害救助法が適用された与論町出身の学生に対する様々な支援策があるようですが、それも教育長を中心に連絡等をして最大限の支援策を講じていただきますようお願いいたします。

さて、ある経済誌ブログに次のことが述べられていました。

1962年、英エコノミストは、日本が世界的な経済大国に成長すると予測し、そしてそれは現実となりました。その上で、2050年、今から38年後には日本は平均年齢52歳、前代未聞の老人国家となり、2010年に全世界のGDPの5.8パーセントを占めた日本のGDPはたったの1.9パーセントになる。今回、同誌の予測において描かれているのは、かつてたどった成長の道を真っ逆さまに転げ落ちていく日本の姿です。1人当たりGDPで中国とそれほどの差は既になく、アメリカや韓国の半分程度と、もはや先進国とは言えないレベルに落ちているとあります。少子高齢化、人口減少は私たちの与論島にも大きな影響を与えるのは避け通ることはできません。しかし、この状況を知恵と努力で乗り越え、子供たちが未来に希望を託せる社会をどう構築するか。未来を見据えた政策を大胆に勇気を持

って打ち出すべきときではないかと考えます。

全ての政策において、少子高齢化、人口減少をどう乗り越えるかの1本の串を突き刺したものであるとの考えをもとに、一般質問に入ります。

### 1 TPPについて

TPPは与論町だけでなく、国内様々な産業をはじめ、医療、保健、福祉、運輸、通信など全般にわたって私たちの生活に多大な悪影響を与える危険な協定と言われています。町長は対策はどう考えているか。

### 2 未来志向の政策について

土地や資源の少ない本町においては、農畜産業、漁業ともにその振興にはおのずと誓約があります。これらの産業振興について、どのようなビジョンをもっておられるか、具体的な施策を講じていく考え方。

### 3 子育て支援について

本町においては、島外での出産に対する支援や子育て支援金の支給を行い、一定の成果を収めていると認識しています。さらに、国や県に働き掛けて持続可能な説得力のあるきめ細やかな子育て支援策を新たに講じることによって、子育てのしやすい与論町を発信していく考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。新しく議員に就任された方々、新メンバーでの最初的一般質問でございます。誠心誠意お答えしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1についてお答えいたします。

菅前首相が唐突に打ち出し、さらに野田首相が交渉参加を表明したTPPの参加方針は、今なおその賛否・影響をめぐる議論が与論を二分し、議論は交差したままあります。御承知のとおり、そもそもTPPとはTrans-Pacific Partnershipの略称であり、関税の撤廃などにより、アジア太平洋地域の貿易拡大、経済関係の強化を目指す多国間協定であります。TPPへの参加によるメリットとデメリットは多々議論されているところでありますが、経済団体が主張する関税撤廃による工業製品の輸出拡大、資源調達の安定化など、国内経済の活性化が期待される一方、さとうきびや米、牛肉や乳製品などの関税が撤廃されることにより、農業及び食品産業の受ける甚大な影響が懸念されています。なお、御指摘のとおり農業分野にとどまらず、TPP交渉分野は知的財産、金融サービス、投資など21分野と多岐にわたることから、日本としてこれまで出資してきた分野も含まれており、果たして日本にどれだけ国益をもたらすのか、極めて不透明な部分があります。

特に、さとうきびや畜産を基幹とする農業を推進している本町がこうむる打撃は大きいものがあり、TPPへの参加は本町の存亡の危機に直結する大きな問題をはらんでいます。今後ともTPPへの参加は絶対反対の立場で、関係団体等とも密に連携を図りながら対応してまいりたいと考えています。

次に、2についてお答えします。

本町の農畜産物の平成21年度の販売額は18億4,200万円であり、1戸当たりの所得では62万2,000円となっており、和泊町の4分の1程度となっています。平成23年度から第5次与論町総合振興計画が実施され、この中に農水産業プロジェクトが掲げられており、その実現のために与論町農業及び関連産業ビジョンを策定しています。このような計画は、一般的に目標年度としては10年先を設定することが多いのですが、現在の社会変動の激しさ、あるいは実現しようというモチベーションの持続等を考慮して、目標年度は5年後の平成28年度とし、22億円を目標値としています。具体的な対策として、さとうきびにつきましては、かん水施設を活用し、反収向上を図ることや作業受託組織の機能充実を図ることなどが上げられ、園芸につきましては、高収益性の作物栽培農家を増やすため、栽培技術の習得と、施設整備、新規参入者による研修システムの構築、農繁期の高齢者や主婦等の労働力の取り込み、野菜や果樹を利用した特産品の開発を図ることとし、畜産につきましては、粗飼料の反収向上安定供給と低コスト化を図るトラクタ一組織の育成、10産以上の高齢母牛の更新の促進を図ることとしています。

漁業振興につきましては、本年度製氷機が導入され、不足分が解消されます。そのほかに離島漁業再生支援事業を活用し、新たな漁法の導入や高付加価値化のための鮮度維持やブランド魚の確立などが検討されており、今後期待されています。

次に、観光産業の振興についてお答えします。

一昨年までは奄美群島内の各市町村で、独自に組織運営しておりました観光及び物産協会を今年度4月に奄美群島観光物産協会という名称で一元化され、奄美全体を一つのエリアとしてPRすることが可能になり、このスケールメリットを最大限に活用することにより、中央に向けた観光誘致や宣伝キャンペーンが一層効果に推進できるものと考えています。

また、近年の各種ツーリズムを中心とした新しい旅スタイルに対する参加意向が高まっていく中で、一層の着地型観光の推進に向けた体制の整備を推進しているところであります。その一環といたしまして、群島内各地で特色ある体験プログラムの紹介ということで、「あまみシマ博覧会」を開催しており、ユニークな体験メニューなどによって引き続き、ゆんぬ体験館を拠点に推進してまいります。

さらに、近年の余暇活動の家庭レジャー化による外出や旅行などの志向が減少傾

向にあることから、魅力あるホームページの内容やウェブ等による情報発信・PRに努めてまいります。

また、課題といたしまして、各種観光関連施設の老朽化対策が考えられますが、美しい自然を守りながらお客様のニーズに沿った形のこぎれいな効率的な施設運営のため、引き続き検討を重ねてまいります。

最後に3についてお答えいたします。

出産及び子育てに係る様々な施策の中で、例えば県への働き掛けによって、平成24年度から実現した島外出産支援補助金や昨年度から始めた町単独の子育て支援金等については、相応の成果をあげつつあるものと考えています。

また、法的制度として妊婦の健康診査による公費支援、乳幼児に対する医療費の助成、出産育児一時金や子ども手当、児童扶養手当などの各種手当の支給、障がいのある子供や、ひとり親世帯への支援なども重要施策として取り組んでいるところでございます。

さらに、認定こども園における保育サービスや幼稚園児教育の一体化、一時保育及び休日保育並びに延長保育の実施、児童館活動や放課後児童クラブ、各小学校における放課後子ども教室など、広範多岐にわたる施策、事業の効果的な実施について国や県への一層の働き掛けを含め、子育てのしやすい環境整備を図るべく、今後とも引き続き努力を重ねてまいる所存であります。

なお、議員から新たに具体的な御提案がございましたら、実施に向けてしっかりと検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 執行部の皆さんも議員の皆さんも、この第5次与論町総合振興計画の中で、鹿児島未来研究所から出している人口予測についての資料はお配りはしていませんが、私は、いろいろな政策の提案とかについてもですね、この資料を手許に置いてやらなくてはいけないのではないか、その理由はもうお分かりのとおり、現在5,492人の住民、それに対して未来予測では5,331人、予測より約3パーセント多いだけですね、ほとんど予測は正確性が強いのではないか。それから見ると、あと11年から12年後には、もう確実に50パーセントを切る高齢化率になるということはもう皆さんもお分かりではないか、あと10年そこそで、もう高齢化率が65歳以上が50パーセントです。与論町は、それを頭に置いて政策を進めないと、これはとんでもないことになるのではないか。まずそういうことをですね、頭に置きながら、今の観光の在り方、農業でも全ての面において、これが基本になるのではないか、そういう意味でこの少子高齢化というものに対してどう考えていこうか。ということは、少子高齢化こそが、今最大限に取り組むべき政

策課題、政治課題ではないかと私は考えているからでございます。

先ほど言ったＴＰＰの問題に入りますが、先般9月23日の南海日々新聞ですが、徳之島でＴＰＰの総決起大会が行われて、徳之島の方々、農家の方々と思いますが、ＴＰＰに対する極めて大きな危機感を感じられているのではないか。その点、本町はどうなっているだろうか。先日、農協のほうにちょっと本部長とかに1時間ぐらいこのことについて話し合う、聞く時間がありまして話を伺ってきたのですが、かなり農協さんも危機感をもっていますが、一番農協の方々がおっしゃることはですね、これは農業だけの問題だととられていることに非常に憤慨している、憤慨というか、非常に残念だと、そういうことを申されておりました。これについて町長にお聞きしたいのですが、ＴＰＰのどこが問題なのか、どこに町長は問題があると考えているか、伺いたいのですがいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ＴＰＰについては、もう既にほとんどの方が御承知のとおりですが、もちろん生産の件も論じられているように、特に奄美、南西諸島においては、きび、それから牛、牛肉の関係が非常に影響してくるということはもう既にみんな承知しているのですが、ただ医療関係とか、あるいは例えば建設業の入札等も全く、そのある程度守っていかなければならないというものも、全部枠を外して、もう取り返しのつかない状況になると、農業だけの問題ではない。医療から組織、日本という国自体が大変な目にあうという考え方をしています。

したがいまして、私ども首長、陳情等に出るときには、必ずＴＰＰの問題からお願いをしているのですが、現在の国の状況を見てみると、ある程度またＴＰＰについての問題については、一時はもういけいけどんどんの感をしていましたが、いろいろと検討をしなければならないという問題が相当出てきているように思って、今回ＴＰＰの阻止に向かっては運動していく必要があるのでなかろうかと、ちょうどいいタイミングではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 答弁書の中で、参加反対の立場で関係団体とも密に連絡を図りながら対応をしてまいりたいという形での答弁をいただいて、非常に有り難いなと思っていますが、この「広報よろん」の中にもですね、町長に対してＴＰＰについての質問が出ています。これについて、鹿児島県進出国会議員等とも連携を図りながら、参加反対の方向で進めていますと述べられていますが、今まで県選出のどの国会議員と、どのような連携をとられたか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） このＴＰＰの問題については、与論だけの問題ではなく、大島

郡、私ども活動団体として大島郡が一番下部の組織になりますので、大島郡の市町村長が陳情するときにですね、必ず地元選出の代議士、特に農政関係、徳田代議士をはじめ、特に農政関係に強い森山先生とかをお願いしているのです。今度また新しく、今度立候補されている先生についても、またいろいろとＴＰＰについては反対であると意思表示をされていますので、新しくまたなった議員の方にも地元選出の議員を中心にお願いをしてまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今年の2月にですね、民主党の打越議員と関係者の方々で懇談会があったと思うのです、要望が、副町長は出席もされたと思いますが、この中で、地元の打越議員がどういう発言をされているか御存じですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私はその会合に出ていなかったものですから、よく理解はしていないのですが、ある程度検討する必要があるという形の御意見があったのではないかというふうに考えて。

〔喜山康三君「推測で言われると困る」と呼ぶ〕

○町長（南 政吾君） それは新聞で見ただけなのですが、そのように覚えてます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今の町長の答弁とは全く逆なのです。その席で産業課の担当のほうでされたと思うのですが、大したことではないということを発言しているのです、この打越議員は、ＴＰＰについてね。だから、町長いいです。だから、地元国會議員が、その程度のものなんです。それで、一体それについての危機感というものは全く持ってないと、だから国會議員なんか頼っては駄目だということなのです。だから、地元の町長がそこは率先してやっていただきたいと、今までの様子を見ていると、農協さんだけではなくて、商工会員さんも果たしてどれだけの危機感を感じているか。その辺についても、もうちょっときっちり連携をとっていただきたい。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今私が答えたのはですね、みんな鹿児島県は全部反対ですので、その反対・反対ばかりではなくて、検討する必要があるのではないかというニュアンスで、新聞で見たのはそういうニュアンスです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 新聞記事のことを見ているのではなくて、その地元の皆さん、関係者の方々との話し合いの中でですね、そういう発言をされていらっしゃる、これは問題だということなのです。このＴＰＰの内容についてもいわゆるＩＳ

D条項、外国企業が日本の国や日本の自治体や企業を訴訟できる、ISD条項というのが非常に問題になっていることは御存じだと思います。もちろん、医療制度についても同じです。

それから、今ラチェット条約というのがあって、その条約を内容について強化することはあっても、緩和することはできないと、いわゆるラチェットってネジを締めるときのカチャカチャカチャと締める道具がありますが、あれと同じで、その制度の中で強化することはできても、それをゆるめることはできないと、そういう条項も含まれているなどですね、かなり不平等条約というか、国家主権を侵すような内容です。それが、そういう問題ではなくて、私たちの今の生活にすぐ直結する問題ですので、もう少し危機感を感じて関係機関ともきちんと連携をとるよう要望いたします。

今後どのような形で、具体的に町長のお考えがあれば示していただければ有り難いですが。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 一番重要なのは、まず私ども奄美の場合は農業、漁業を中心になっていますので、農業だけという考え方には偏りがちだと思うのですが、この内容をしっかりと住民に認識していただくというのが非常に必要ではないか。それと併せて機会あるたびにそのことだけは、TPPの問題だけは陳情していく必要がある。今までもやってきているのですが、なお体制がまたどういうふうになるか分かりませんので、この前の議会のときも申し上げたのですが、常に繰り返してやらないといけないと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） TPPはこの程度にして、是非もっと真剣にですね、私たち議員のほうも取り組む必要があるのではないかと、町長も代表ですので、ひとつこの辺についてはきちんとした形でやっていただくようお願いしておきます。

次のいわゆる、未来志向の施策についてという形になっていますが、政策の、町長のビジョン、これで3期、4期目に入るのですが、今から先また3年間、非常に大きな事業も成し遂げられてきた年数があったと思いますが、この中で、特に、町長の答弁書の中身は枝葉の話みたいなものばかりで、町長の政策というものはあまりないような気がするのですが、例えば、今の畜産を将来どうするのだと、それについてはですね、今までいいのか、どういう形でもっていく必要があるのか、そのことについて町長はどのように考えているのか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 畜産についてはですね、御承知のように経済的には非常に必要

な産業ですが、また逆に片一方で進めている観光についてはマイナス面もあるということで、調和のとれたやり方をしていかないといけないというのが一番基本的な考え方になるのですが、ただ、今の状態では、これを改めなければならないということです。

まず、第一にやらなければならないのは、与論は子牛の生産だけですので、そのことで申し上げますと、子牛を見て価格を決めるより、その父親と種牛と母牛を見て大体価格を決めているのですが、なかなか与論の場合は母牛面についてですね、何回も年寄りの牛が子供を産むという形で非常にマイナス面があると。一時はB S Eが流行した後は、非常に与論が一番高かったのですが、今は真ん中になったり、下のほうになったりしているので、まず子牛の価格を上げる対策を早急にやりたい、今もそれに取り組んでいる最中であります。これはまたちょっと期間がかかりますので、是非子牛の価格が上がるような方策をしていきたい。

それともう一つは、飼料が高値止まりになっていますので、飼料面の改革をしてまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、将来の畜産業をどういう形にしたいのか、どういう形であれば高齢化の中で子供たちが畜産にいそしんで、自分の生活の糧としてできる畜産農家の設備や施設の在り方、それに対する政策の在り方をお聞きしているのですが、今町長からは観光についてはマイナスという発言があったのですが、私はこれを取り消すべきではないかと思うのです。こういう発言はちょっと問題ではないかと。

私は、今の畜産のこれはふん尿とかそういういろいろな、そういう環境影響とか、そのことを指しておっしゃっているのか分かりませんが、今の畜産農家、特に次世代の方々がどういうところに悩みを持っているのか。10年、20年後も今ままの形でやるのか。前にも私は一般質問の中で言いましたが、畜産農家の集団化、あるいは団地化など、省力化や設備投資に対する負担を軽減して、永続性のある、そういう施策を町が音頭をとってやっていただけないかということを私は述べたつもりなのです。

したがって、先般の17号の台風で壊滅的に牛舎をやられたところもあるし、牛が2頭溺れて死んだみたいです。そういう状況を見ながら、こういう災害の多い島の中で、畜産農家が、特に次の世の中を背負う若者たちが喜んでかっこいいと思うような畜産業をどういう形でつくってあげるか。それに対して町長の政策をお聞きしたいのですが、町長どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのことについては、おっしゃるとおりで、短期間の対策と長期的な対策ということになろうかと思いますが、畜産基盤再編総合整備事業とかを導入して、施設等の充実は着々と図っているのです。その補助制度を利用した形で進めながら、当面はやるべきことを、さつき申し上げたのはそういうことでありますし、将来の畜産業に対するですね、今は畜産が与論では一番経済的にもうかっているので、それを抜きにしては語れないので。そういう点では十分に考えながら今進めているところです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今の畜産の件もさとうきびの件もですね、もっと省力化して合理化できて、生産性の向上ができるような、別の形の社会インフラを町長の政策の中でどう生かしていくか、それをもっと担当のほうに指示してですね、きちんと計画を立てさせていただきたい。

また、将来に向けてその辺についてもですね、きちんとした先が見えない、今の若い方が言うのは、このままで10年も20年も100年も続くのだろうかと、先が見えないから希望が持てないのです。こう言っては一生懸命頑張ってる方もいらっしゃいますので失礼ではありますが、やはり一歩一歩、階段を上りながらでも一つの夢が実現すれば、彼たちも一生懸命頑張ると思いますので、そういう意味で長期的な視点に立った政策を立案し、それを進めていただくよう要望しておきます。

次の観光産業に入りたいのですが、お手元に沖縄のほうも調べて、ここに資料を出しましたが、沖縄のほうの離島への支援、これは特に地元の方々だけではなく、この資料にありますが、交流人口の対象者、航空路の対象者の表ですが、これに離島住民が船の場合は4割引、出身高校生の場合が5割引。そして、交流人口となっていますが、これは観光客のことだそうです。これはいわゆる往復運賃で、往復での割引です。片道では該当しない。

それで、私が思うのは、これだけのことを沖縄県内では離島や住民をはじめ、観光客に対してもこういう運賃とかについても、この裏にはまた飛行機のが、別にありますよね、その飛行機についてもいわゆる交流人口割引というのを適用されないとお聞きしているのです。ということは、観光客も地元の人もそれなりにいろいろ形で、交通費にも支援があると言っている。沖縄県がこれだけ一生懸命やってるので、当然鹿児島県の与論としては一つのハンディを背負うこととなるのはもう明らかでございます。これについて、町長はどのように考えていますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点は、全くおっしゃるとおりですね、私どもの陳情の第1はいつも航空運賃を下げてもらいたいと、その対策をやっていただきたいという

陳情をしています。もうこれは口をすっぽくして県にもお願ひし、特に離島割引の制度を交流人口にも適用できないかとか、具体的にお願いをし、関係の先生方にもお願いをしてやっているのが、離島のガソリンと両方やっているのですが、ガソリンの場合はある程度みてもらえることになったのですが、この航空運賃だけはなかなかですね、まだ実現していないのですが、今後はなお一層やってまいりたいと、特に私ども島の観光については、航空運賃が高いのが一番のネックになっていることはもう御承知のとおりでありまして、このことだけは1島でやっても力は及びませんので、奄美全体で相当もっと推し進めてまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 沖縄の離島とかに対する様々な施策を見ていると、もちろん原資が全部沖縄振興予算でされているわけとして、それをひるがえって奄美群島予算、振興予算を見た場合に、いわゆる民衆の部分にお金があまり回っていないと、今町長が指摘されたように、これも9月22日の南海日日新聞なのですが、これについて、県議のほうから樋久県議さんのほうから、やはり航空運賃の軽減財源にもっていくことで提言されていますし、当然やっていただきたいと、それをもちろん要望するのですが、私が今一番思うのは、特に航空運賃に関しては、今後どういうやり方をしていかなくてはいけないか、どういう料金体系でいかなくてはいけないかということについて、沖縄が非常に参考になるので調査しましたところ、実を言うと船賃の4割引とかという、この4割、5割引というのは一体基準になっているものは何かということがあります。自分なんかで運賃を勝手に決めてから、それを4割引しましたという話ではないのです。運賃を決めるときの基準になっている参考は、一体何なのかと、それについて町長は御存じでしょうか。お聞きしたことはありますか。

[町長「価格の基準」と呼ぶ]

[喜山康三君「そうそう算定基準」と呼ぶ]

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） まずは利用人口がどれだけあるかというのが、まず最初にどのぐらいのもっていくかという基準は一番は利用人口という考え方です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私も実は町長、それが昔からすごく疑問で一体高い安いと言ったときに、何を称して高いのか、何を称してどこからは割引なのかというのが分からなくて、そしたら、沖縄の航空政策担当に電話して、1時間くらい電話したのですが、その中でこれをお聞きしたらですね、JR、国鉄料金が基準になっているそうです。要するにJRが100キロメートル幾らなのかと、その運賃は国鉄の料金

に対して幾らかと。町も詳細には調べてないのですが、まだ、100キロ当たりで1,000円ぐらいの計算になっているとは思っているのですが、与論から那覇までの船貨を考えた場合に、距離が大体100キロぐらいなのです。だから、JRで言うと1,000円程度の運賃にしかならないのです。

沖縄の場合、島々への運賃の補助というのは、結局JRの運賃に対して幾ら引くべきだということで、4割という形で出しているという形です。だから、割引率の料金は国鉄の料金にして、船会社が出した料金があって、それから差し引いたものに対して幾らにするかと、そういう細かいことをされているようで、では航空運賃はどうかと、航空運賃の場合は新幹線の価格が基準で算定するようにされているそうです。

したがって、那覇から石垣、宮古にいくときの運賃は、結局新幹線料金で算定して、それより高い場合は県のほうで支援しましょうと、それに比べると与論～鹿児島なんかはとんでもない金額ではないかなと思っていますが、それについては町長いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは2年前ですが、私が調べたことを申し上げたいと思うのですが、マイル当たりの料金は大体飛行機の場合は、何マイルでとよく言われるものですから、沖縄県の離島の運賃と奄美の運賃を比較したのですが、マイル当たりの料金は奄美のほうが安いです。マイル当たりではずっと沖縄の久米島とかはものすごく高いです。だから、その算定の仕方というのがですね、その距離、新幹線も距離でやるかと思いますが、そこにおいてやるということは、私は今まで知らなかったのですが、マイル料金でやる、それと利用率の算定でやるということを聞いていたものですから、やはり今まで奄美は沖縄並みということで使っていたのですが、それを全部取り除いたのです。沖縄並みといいますと、マイル計算すると高くなるものですから、そういう経緯があるのですが、現在はどうなっているか、この1年は見ていないのですが、それを考えた時にですね、マイルだけの問題ではなくて、やはり今後の飛行機の運賃については、その地域を、今非常に問題になっている離島の存在価値というのを考えて、生活ができるような料金に国が設定をする必要があるのではないかということで、今、みんなお願ひをしているのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 国もいくらでも金があるわけではなくて、全ての面において国から補助をもらう、支援をもらうというわけにもいきませんが、この表にありますのは、宮古～那覇間というのは制度適用保留としていますが、これはスカイマークが就航したことによって料金が国鉄、新幹線料金よりもずっと下なもので、結局こ

れは支援する必要はないと、そういう形で保留されている。

本論に入りたいと思いますが、私は前にも空港を延長し1,500メートルは最低限必要だと、例えこれがジェット化になるとかならないとかではなくて1,500がなぜ必要かということについて、私の持論があるのですが、いつまでも今の夜明けから日没までの飛行機の就航というのがあるのかどうか。場合によっては、夜中飛ばしてもいいのではないか。飛行機の運用時間を延ばして、航空会社に貢献することによって、与論島への誘客を増やすことはできないだろうか。今までの既存のものの考え方では打破できないのです。すなわち、町長が一番御存じだと思いますが、今のQ400にもターボプロップで、もう飛行機でもなくジェット機でもないような、なかばジェット機と言ってもいいくらいの飛行機だということは、もうよく御承知で、そのQ400の日本の輸入会社の双日株式会社がやっているというのは御存じだと思いますが、そこの航空事業部の方にお電話したのですが、いろいろお聞きしたのですが、やはり飛行機航空会社が出た滑走路の使用と、もちろん運輸省（国土交通省）から出すものと、あるいは飛行機会社が出る運行管理者が出す基準というのはそれぞれ違っていて、結局運行管理者がこれでオッケーだということで、与論飛行場には飛ばしているのだと。前町長も確かそういう説明をされたと思うのです。

それから考えてみた場合でも、やはり1,500あることにこしたことではないのです、安全上。そして、これは稼働日数とか稼働率を高めることにもなると。

そして、私が今考えるのは日没の7時か8時でも離発着はできていのではないかと、今南西諸島にはそういう飛行場はないです。場合によっては、与論島がそれを先駆けてやっちゃって、夜の8時、9時でも飛行機を飛ばしてください。地元への騒音問題もきちんとクリアしています。そういう地盤を10年後にはつくっていただけないか。

今、沖縄の第2空港が今年から調査費が付いているようですが、アセスのほうで、来年から着工が始まるとのことです。それが7年、完成まで約7年ということで遅くとも8年以内にはできるでしょうと、そういうことを沖縄県のほうからも伺っていますので、かなり国も県もこの第2滑走路については非常に積極的で、ほとんど問題はクリアされているという話を伺っています。那覇第2空港ができたらすぐ与論に、お客様が増えるというわけではないですが、やはり少なくとも10年後、那覇空港ができるころまでには少なくとも延長できるための基盤だけでもつくれただけないか。その基盤は何なのかと、その基盤をどういう具合にして、どういう形でつくるのか。それについてですね、町長がもし考えることがあれば伺いたいのですが。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 夏場の多客期には、気圧が上がると73人乗りが64人になっているのです。そういう点からいきましても、民間航空が努力しているのに、行政的な面からの対応が遅れているというのは明らかに問題になるのでありますて、その点を機会あるごとにお願いはしているのですが、まだ県のほうの拒否反応が非常に強くてですね、財政立て直しをということが大前提になっているものですからなかなかあれですが、今回23年度で大体財政が持ち直してきている状況でありますので、その点は1,500を安全な空港にするための条件として、1,500までは何とかできないかということは申し上げてまいりたいと思います。

ただ、機会あるごとに与論が空港の拡張をあきらめたということではなくて、お願いという項目ではずっと上げてきています。その点はまた続いていますので、今後お願いをしてまいりたいと思います。

特に、リージェナルジェットというのが、今度三菱重工と日本国産初のジェット機ができますが、1,500、3種類できるのですが、そのうちの1種類が1,500でも自由に離着陸ができるということで計画をしているようですので、そういうジェット化というのも1,500やれば夢ではないと考えていますので、今後また努力をしてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 決して町長が今まで何もしてないというのではなくて、当然、県のほうにも陳情もして、お願いもしているのですが、私が申し上げたいのは、言葉ではなくて、そのための実現のために何の行動するかということを行動を県と国に見せることが大事だと思うのです。反対運動するときにも反対・反対と口ばかりではなくて、何のためにデモをするか、やはり行動です。行動で示さないと説得はできないと思うのです。

そういう意味で、だったらどういう行動をするか。一番県もためらっているのは予算の問題というよりは、今までの飛行場の建設における強制執行だの、非常に好ましくない状況で、この飛行場ができたという歴史的経緯があり、地元の特に供利地区の皆様に、どういう形で理解を得て、これを進めていくかということはですね、地権者はもちろん、そのことについてどういうことをしなくてはいけないか。そのことについて、具体的に町長が政策を打ち出していただきたいと、行動を起こしていただきたいのです。それについてはいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 非常に難しい問題で、与論空港の場合は前歴もございまして、県としても一歩踏み出すのに非常に迷われるところがあるのではないかと思ってい

るのですが、ただし私どものところの立場からすると、そういうことは関係がないのです。ただ、その過去の例からいって地権者の商談がどういうふうになっているかというのは、早急に再検討する必要があるのではないかと思います。

大分ですね、内容はみんな調べているのですが、一応一通りは何人かの方々の了解はまだ得られてないのですが、その条件とかいろいろある程度調べてはあります。

特にサイド面、両わきの面では先ほども議員がおっしゃいましたが、国との規格と、実際運航している飛行機会社の考え方というのは大分差がありまして、県のほうがそれこそ飛行場の幅にしても規格のサイズでなければ許可しないというぐらいに大きな計画になるのでありますし、その点も考慮した形でいろいろと調査はしてございます。ただ、一時ストップをしていますので、今後また時期を見て検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 残り10分を切りました。5番。

○5番（喜山康三君） 私が提案したいのは、空港建設のための基金をつくっていただけないかと、その基金については、空港利用者の方々に1回当たりの利用料として200円なり100円なり、300円なりを利用料として徴収する制度で基金を設置できないか。このことについては、資料も配ってあると思いますが、もちろん航空料金について、料金の収益というか徴収方法ですが、関西空港の場合が関西空港株式会社、日本航空と全日空がチケット販売するときに、それに上乗せしてもらっているということです。これに対してLCCがですね、こういうお金も私たちは取らないと、一時期新聞でもちょっとけんかしていたみたいですが、南町長は日本航空には相当のコネが、つながりがありますよね、そのコネを是非利用されて、与論島にいらっしゃる航空旅客の方からですね、200円が300円なり、そういう空港利用ではなくてですね、伊是名島に、観光協力税という形で条例がありまして、これを根拠にフェリー、村営の船ですので、その中から利用料という形で協力税という形で取っています。

話はそれますが、入湯税とかとなるとですね、法制上そういうことはできないと、したがって観光協力税という形にできるということで、そういう名目にしたという形にはしてあるみたいですが、そういう資金を集めて、そのお金で何をするかといったら、私がまずやっていただきたいのは、まず500メートル延長をまず大前提にしてほしい、1,500にするのを前提にしてほしいと、そのための供利地区の周辺の方々に対して、騒音とかそういうものに対して一定の施策を先に講じるべきではないかと。要するに家を改築したり、あるいは飛行場が延びるから、少し移転したいという方に対して、その建築費の一部を支援するとか。あるいは、そこ

から動かないという形をした防音に対して、その基金から出すと、そういう形にして、まず供利地区の方々に納得していただいて喜んでいただけることをまず第一にスタートしてほしい。

そして、よければまた周辺地区でもう土地も売りたいと、そういう方々を先に与論町が先行して取得してもいいのではないか。その原資にこの基金を使っていいのではないか。私は少なくともそういうものを県や国に与論町が示せば、私は、ああ与論町がここまでやるのだったら何かしなくてはいけないなというのが当然だと思うのです。

是非、国や県にお願いとかというそういうことも大事ですが、まず地元から何をしようかと、そのことについての政策を町長がきちんと示して実行していただきたい、それをお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先ほど議員が今回コネがあるとおっしゃいましたが、あまり大したコネはないんですね、こういう立場からいってもなかなかそのとおりいくというのは、万に一つもないぐらいで、全くないに等しいのですが、ただいま議員がおっしゃったことは、本当に島の改革の基本になるのではないかと思っているのですが、今度検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。5分です。

○5番（喜山康三君） あと5分で最後の項目に入りますが、ひとつお願いします。

全部全項目にわたって必要なのは少子高齢化です。やはり少子高齢化について、きちんとした形ですね、応援、妊婦や出産、あるいは子育て世帯に全面的にどういう形で応援してあげられるか、それをですね、もっと考えるべきではないか。

私が時間を短くした理由は、ここに課長から町長からの答弁で、新たな具体的な・・・があったら、実施に向けてしっかり検討させていただきたいということで、非常に前向きな答弁をいただいているので、私もこれで提案させていただきます。

前つくられた島外出産支援条例、あれと似た形ですね、与論では治療のかなわない、診療がかなわない治療に対して、就学児あるいは就学前でもいいです、最初のステップとしてですね。就学前の子供が耳鼻科とか与論町にないです、沖縄とか島外にいって治療をしたときに、必ずお母さんがいかなくてはいけないです。お母さんの運賃が、子供はほとんどだから小さいのは、それも飛行機とかでいくのが多いので、とにかく島外出産支援と同じように、幼児の治療においても同じような支援制度をつくっていただけないか。

町長、金額はさておいて、例えば1回1万円でもいいのです。島外へいったときに、子供を連れていって治療をしたときは1万円は出しましょうよと、それを手掛

けていただきたい。それを実績に、何年かでこれのデータは取れると思うのです。そのデータをもとに、県や国へも国も県も離島のお母さん方を支援してくださいと、そういう制度を是非つくっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、実際に既に島に入ってこられている企業の中でもですね、企業自体で検討したいということで話を聞いているのですが、私どもとしても援助ができる限りやってまいりたいとお話申し上げてあるのですが、それは別にほかの企業もいっぱいあるわけですので、是非また担当課と検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） それから、病児と病後児保育への取組について、課長からこれについては何か進展があるのか、ひと言でもお願ひしたいのですがいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 以前議論された内容だと思いますが、その後、特に進展はございませんが、引き続き検討させていただいています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 是非、特に病気で熱が出て、あるいは風邪が治りかけているのだけど、どうしても仕事出なくてはいけないと、そういうお母さん方を是非支援していただきたい。それで、病児・病後児保育への取組について、もっと積極的に取り組んでいただくよう要望しておきます。

先ほどの繰り返しになりますが、診療科のない就学児への島外治療支援制度という形で、一応私が、長ったらしい名前をつけましたが、これみたいな形で南町長、これはですね、私の今調べた範囲では日本国内にどこにもないです。島外への就学児、あるいは未就学でもいいですが、予算の範囲内で許せば一応私は就学児としましたが、中学校までという形で書きましたが、もし予算が許されればこういう形でやっていただけないかと、是非同じやるなら日本で先にやっていただきたい。それも南町長のもとでやっていただければ非常にありがとうございます。

○議長（大田英勝君） はい、時間ですのでまとめてください。

○5番（喜山康三君） 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、2番、高田豊繁君に発言を許します。

2番。

○2番（高田豊繁君） おはようございます。

大変熱氣のある喜山さんの次ということで、大変緊張していますが、冒頭に先般の台風16号の被害は大変町民に多大な被害をもたらしたわけでございまして、謹んで心よりお見舞い申し上げたいと思います。

また、さらにもう明日明後日ぐらいから巨大化しつつある、来週襲来しつつある17号に備えまして、防災担当をはじめ行政側の一段の警戒態勢をひとつお願いたしたいと思います。

それでは、先に先般通告いたしました一般通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目に教育振興対策及び若者定住化促進についてでございますが、その1つ目といたしまして、現在大学生等に貸与している町の育成奨学金は、現在3万円ということになっていますが、時代の推移等も考えながらこれを増額いたしまして、安心して学業に専念できる環境づくりを支援するお考えはないでしょうかということでございます。

そして、2つ目といたしまして、連日新聞・テレビ・インターネット上で小・中生のいじめ事件等が相次ぎまして、国民は大変等しく胸を痛めているところでございますが、本町における今後の対策をどのように考えていらっしゃるか。

その次に、3つ目でございますが、青年団活動は地域の活性化に貢献するとともに、若い男女の出会い、婚活及び異年齢交流を促進するメリットがあることから、その活動の充実の必要性が痛感されますが、活動を積極的に支援していく考え方はないでしょうか。

そして、4つ目に近年の少子高齢対策、人口減対策、そして結婚促進対策の一環としまして、またUターンした若者の定住化を促進するため、住宅情報の提供や就業支援、結婚相談等を総合的に所管・支援する部署の設置が必要かと思われますが、その考え方はないか。

次に、大きな2番目といたしましては、ふるさと納税の促進対策及び燃料税の軽減対策についてでございます。

1つ目は、ふるさと納税制度への協力を全国に向けて積極的に情報を発信する一方で、納税者にはクレジットカードでの支払い等が可能になるようなことを対処しつつ、マイルポイント等の利得があることも積極的に町のホームページ上で積極的にPRいたしまして、税収のますます一層の確保を図っていく考え方はないでしょうかということです。

そして、2つ目に近年のこの異常とも言えるガソリン価格の向上、あるいは軽油の高騰は、町民生活や農・漁業振興の圧迫要因となっていますが、今後この問題

を、国・県に対して離島のガソリン税、揮発油税の軽減措置を強く求めていく考えはないか、お伺いいたしたいと思います。

そして、大きな3番目は安心・安全なまちづくりの推進についてでございます。

1つ目といたしましては、台風が大型化している傾向にある中で、今回の16号でもあったのですが、停電により光回線の不通や携帯電話、これは特定の名前はちょっとふれませんが、の不通が日常生活に大変支障を来しておりました。

そういうことで、いろいろ私どもも当局との対応はしてきたのですが、なかなかうちがあきませんので、早急に関係機関と合議いたしまして、その解決や善処を求める考え方はありませんでしょうか。

そして、2つ目に近年巨大化しつつある大型台風と高潮の襲来によりまして、墓地、耕地及び家屋等への影響被害が顕著となっている実情があるが、特にハキビナ海岸と前浜海岸の防災対策を早急に講じる考え方はありませんでしょうかということございます。

以上、質問でございます。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

1-1については、教育長のほうからお答えします。1-2についても、それから1-3についても教育長のほうからお答えいたします。

私は、1-4のほうからお答えを申し上げたいと思います。

1-4についてお答え申し上げます。

御指摘のUターンした若者の定住促進のうち、就業支援につきましては、多くの経営者の本町に対する熱い思いから企業に進出していただき、多くの若者が希望を抱いて頑張っています。

しかしながら、求人側の意向と求職側の意向が合わないいわゆる雇用のミスマッチや、入社後の仕事との不適合から離職する事態も発生しており、今後多種多様な企業の誘致が必要であると考えています。

また、これまで緊急雇用創出事業や地域提案型雇用創造促進事業、これはパッケージ事業といっていますが、などの導入により企業化のため人材育成事業も進めてまいりました。

住宅事情等の提供につきましては、地域提案型雇用創造促進事業、これもパッケージ事業の中にあるのですが、U・Iターン活性化事業を立ち上げ、情報の提供等を行ってきたところですが、種々問題等も発生したことから、現在は民間の不動産業者を紹介しています。

なお、結婚問題については、商工会青年部と提携してきているところであります

が、青年活発なりし頃の自然と結ばれるというようにはいかない状況にあります。人口対策は、喫緊の課題であり御指摘の件も含め鋭意検討してまいりたいと考えています。

次に、2-1についてお答えします。

本町におきましては、ふるさと納税制度に先立ち、サンゴ礁基金を設けて、これまで多くの寄附をいただき、多くの事業を推進してきたところです。御承知のとおり、ふるさと納税制度は県4割、町6割と全額町に入るのではありませんが、尊い納税者の御芳志であり、有り難くいただいているところです。なお、クレジットカードの利用やマイル等の付与については、早期にメリット等を確認の上、対応してまいりたいと考えています。

次に、2-2についてお答えします。

平成23年5月から資源エネルギー庁により離島のガソリン価格を実質的に下げる目的として、離島ガソリン流通コスト支援事業が開始されました。制度開始直後には、離島平均価格と全国平均との差が7円程度圧縮、縮まるなど、一定の効果があがっています。しかしながら、与論町を含む一部の離島ではいまだに本土との格差があるため、特に本土から遠方にある離島の補助単価を見直し、6月1日から新たな価格、値引き価格が適用されています。

本町は、平成24年6月1日から平成25年3月31日までの間、各スタンドにおいて10円の値引きをしています。また、21年度にはガソリン価格の高騰に対応するため、奄美群島振興開発事業の非公共事業による奄美広域事務組合が事業主体となって、石油製品販売業機関改善対策事業を導入し、流通コストの削減の検討もしてきましたが、効果的な事業の提案まで至ることはできませんでした。

御指摘のとおり、ガソリンや軽油の高騰は本町の町民生活における大きな圧迫要因であり、今後あらゆる機会を通じ、国・県等に軽減措置を強く要望してまいりたいと考えています。

次に3-1についてお答えします。

御指摘のとおり、台風15号、16号による停電や光ファイバー網の断線により多くの家庭でインターネットが利用できず、また光電話等も不通となりました。NTTに対しては早期の復旧を再三依頼していますが、復旧が相当遅れています。今後とも早期の復旧を要望してまいりたいと考えています。併せて今後60メートル級の台風に対する対応策についても、NTT、県、国等に強力に要請してまいりたいと考えています。なお、携帯電話の不通については、特定の業者のみが長期にわたり利用不能となつたことから、当該業者のサービスセンターへ再三早期復旧の要請をしたところでしたが、御承知のとおり復旧に相当の時間を要したところ

であります。去る9月22日にはその要因（故障箇所を含む）と復旧の工程、誰がどのような作業を行い復旧したかについて問い合わせを行いましたが、「台風のため機器が故障した」、「どこをどのように直したかは現場対応の部署で行っているので把握していない」のみ繰り返すだけで、明解な回答が得られない状況にあります。今後、当該業者や国・県等の関係機関にも原因の究明と対策を強く要請してまいりたいと考えています。

最後に3-2についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、本年は大型台風が二度も続けて来襲しました。特に、16号は64.8メートルと、これは分遣所の測定ですが、かつてない最大瞬間風速を記録し、ハキビナ海岸一帯は大きな被害が起きました。近年の異常気象からすると、今後もこのような想像を絶する大型台風の襲来が予測されます。

また、先般内閣府が公表した南海トラフ巨大地震も想定されることから、国・県等とも連携し、早急に検討してまいりたいと考えています。

特に、ハキビナ海岸につきましては、高潮、高波による農地や宅地の浸水被害、越波によるハキビナ墓地の損壊などが大きな台風のたびに発生しており、早急な災害・防災対策が必要と考えています。この対策として、平成19年度にハキビナ海岸防災基本計画を策定し、それぞれの担当分野で事業化に向けて県議に働き掛けたり、林務サイドには公共治山事業の海岸防災林造成事業や保安林改良事業の要望をしてきましたが、いまだに採択には至っておりません。

今回は、被災現場を副知事をはじめ、防災対策監、大島支庁長、農林水産部長等が現地視察を行っていますので、良い方向に向かうのではないかと期待しているところです。

今後、強力に陳情し事業採択に向け努力してまいります。また、前浜海岸につきましては、高潮や高波による農地の浸水被害、越波による前浜墓地の損壊や、海水浸入等が大きな台風のたびに起きています。早急な防災対策が必要であると考えています。

平成19年には、災害復旧工事により墓地の防護壁工事で、203.5メートルを施工いたしましたが、今回の台風により墓地西側のブロック擁壁が崩壊していることから、19年度に実施した工法により復旧工事を行いたいと考えています。また、背後地の影響を考慮すると、緩衝緑地帯の整備、護岸のかさ上げ、人工リーフ、離岸堤を形成した来襲波高を抑制する方法などが考えられますが、経済面、環境面、景観面を考慮すると、必ずしも適切なものであるとは言い切れません。前浜海岸の防災対策については、ハキビナ海岸を含め、今後強力に陳情して最良の事業ができるよう国・県とも連携しつつ、早急に検討してまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、1－1についてお答えいたします。

与論町育英奨学資金は、本町内に生活の本拠を有する者の子弟で、経済的理由で就学、進学が困難な高校生に月額1万5,000円、専門学生、短大生、大学生等に月額3万円を貸与しています。与論町育英奨学資金の貸付けは、昭和42年度より開始し、平成23年度までに高校生171人、専門学生41人、短大生31人、大学生等118人、合計361人に貸し付けられています。金額を増額し、安心して学業に専念できる環境づくりを支援するという考え方も理解できますが、1人でも多くの進学希望者に等しく機会を与えるという考えのもとに取り組んでいます。教育の機会均等という考え方方に立っていますので、今後とも御理解をよろしくお願ひいたします。

1－2についてお答えいたします。

本町における小中学生のいじめの事案については、本年8月から9月にかけて、いじめの問題に係わる緊急調査のアンケートを各学校で実施しました。この調査では、友だちとの関わりの中で、嫌な思いをさせてしまった、嫌な思いをさせられたという子供たちからの回答がありました。その一つ一つに対して、それぞれの学校でいじめの有無について精査しています。これまでの調査で明らかになっている点は、児童生徒のアンケートでは、「いじめられた」と回答している中にはよくよく事情を精査していくと、兄弟間でのけんか等も含まれていることが分かっています。また、「過去にいじめられたことがある」と回答した中では、学校側がいじめとして事情をきちんと把握し、適切な指導を行い、現在いじめは解消されている事案もありました。今後も教育委員会としましては、なお一層各学校との連携の充実を図っていく所存です。また、いじめはいつでもどこでも起こりうるものであり、早急に解決に向けて対策を講じなければならぬという危機意識のもと、警察等を含め、各関係機関との連携を十分に図りながら取り組んでまいりたいと考えています。

1－3についてお答えいたします。

青年団活動の活性化が地域の活性化につながることは十分認識しています。しかし、現在、本町における青年団の活動につきましては、各集落の単位青年団の活動はほとんど行われていない状況にあります。町連合青年団の活動は、与論町の一大イベントであるサンゴ祭の開催や、クリーンキャンペーン、静岡青年の船で来島する青年団との交流事業等が主な活動内容であります。

青年団活動の衰退の主な要因としては、連帯意識の欠如による組織力の低下や、価値観の多様化による地域離れなど考えられます。青年期こそいろいろな人たちと

の交流を図り、仲間とともに地域に根差した活動をしていくことで青年期の生活を充実させ、青年に夢と希望を与えることにつながると考えます。その点、連合青年団を通して各単位青年団の組織強化を図り、各集落の敬老会や集落内担当海岸の清掃活動等を通して、地域の青年としての使命感、充実感を高めてまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 教育長にお尋ねしますが、この制度は42年から開始されたとなっていますが、42年のときから、現在の3万円という月額は定着化、固定化しているのですか。

最初は1万円だったのだが、今では3万円だと、そういうことはありませんかということです。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） すみません、当初のときの金額については、今調査していますが、ちょっと後ほど調べて報告したいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 分かりました。

それからですね、子供たちも少なくなっているのです。それから、先ほども言ったのですが、40年当初からすると、貨幣価値もかなり上がってきています、都会で学業に専念する食生活等も考えているわけですので、教育長がいつもおっしゃられる、「マイドウヌサリ」という高々なテーマに向けて、子供たちも力強く今頑張っているので、全体金額が少ないのであれば、その増額をお願いしまして、この月額を少し見直し上げていただくことが大事ではないかと思うのですが、町長はいかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 教育長もときたまでありますが、その金額については、今の時代に合っているかどうかとよく話をするのですが、今の財政力からいってできるだけ多くの子供たちに支援できるようにという考え方を中心になりましたね、今このようになっているのですが、今後はまた検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございます。前向きにもっと積極的にですね、増額へ向けて親御さんたちの期待もまた膨らみますと、そのことは少子化対策にもつながるのではないかと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

次に、2つ目でお尋ねいたしましたいじめ問題ですが、実は私どもみんなでしょうが、多少のいじめはみんなあったのです。それはもう上になったり、下になった

り、女の子の髪の毛を引っ張ったり、木の上でけんかをしたり、これはしょっちゅうあったのですが、しかしながら、今マスコミ等で見るようなちょっと集団的暴行みたいな、悪質なのはあまりなかったと考えています。

今回のそういった旅での内地でのそういう事件等、悲惨な事件が発生してからでは手遅れになりますので、心の傷もさることながら本当に社会に与える影響というのも大変大きなものがございますので、先ほど答弁がございましたように、なるべく未然にそういった対策をしていただいて、学校側あるいはPTA側で、定期的に会議をもって対処していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その次の3つ目ですが、ちょっとお尋ねします。

今現在、青年団の年間の活動助成金というのは年間幾らになってますでしょうか。

それから、地域女性団体連合会、老人クラブへの年間助成金が出ているかと思うのですが、青年団と地女連に関しましては、教育委員会、老人クラブは町民福祉課だと思うのですが、分かれば教えていただきたい。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） まず青年団への助成金は、現在5万円です。それから、女性団体が20万円、それから青年団の主な活動でありますサンゴ祭に40万円を支出しています。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 老人クラブ連合会への運営補助金の実績について御説明申し上げます。

老人クラブ連合会ですので、町全体ということになりますが、昨年度の実績で156万円の補助金を出しています。3分の2程度は県からの補助金が含まれています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） この金額を見る範囲内におきましては、このサンゴ祭の40万円というのは、これは行事に使うのですからイベントに使うのです。ですから、これは全然極端な言い方をすると活動助成金になるのですが、この5万円というのは、これは全く時代に逆行しているような気がするのです。ここにもずっとオオサトさんをはじめ、歴代の青年団長がずっとおられます。私どもの頃は30万円ぐらいだったのです。それは昭和51年ぐらいのときですので、今ではもう既に40年近くなっているのです。そうすると、これを上げて、もっと頑張りなさいとい

うように教育長のほうから、叱咤激励して頑張らせる必要があるのではないかと思います。

老人クラブは、これはちょっと多過ぎるような気がするのですが、いかがなものかと思いますが、これよりはもっと青年団を積極的にきばらせたほうがいいと思います。

そういうことで、青年団は青年団時代を通した男女の出会いによって、中央公民館では大変多くの結婚式もかつてはあったのです。ここにいらっしゃる方々もかなりそういうことでくつづいたというか、そういう方も多いのですが、今ですね、そういうのが非常に少なくなっている。これはこの5万円のせいではないですか教育長、もうちょっと増額して大いにきばらせてくださいよ。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） ありがとうございます。できるだけ、こちらの答弁書にもありましたとおり、連合青年団を通して青年団の組織化を図って、そしてその兆しが見えてきたら、そのほかにも大いにあげるから頑張れよということでもあります。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 教育長のハートフルな大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。

それから、4つ目の近年の少子化対策についてでございますが、インターネット等を見みますと、各市町村とも自治体が本当に人口減対策に関しては、いろいろな手立てを打とうとして、今みんなやっているのですが、これは総合的にしているところも大分あるのです。

それで、その中で空き家情報の提供とか、それから町営住宅等の情報の提供もですが、そして不動産会社さんの提供とか、そして、このパートでも何でもいいのですが、農業、漁業、いろいろな建設会社とか、そういうところも職場の案内だけはですね、そこ辺を求人情報としてやっていただくような総合的な窓口の設定が必要ではないかと思うのです。

実は、この中で結婚等のことも書いてありますが、先だってちょうど鹿児島市役所に行く機会がございまして、特に結婚問題について案内させてもらったのですが、実はその前に私の同級生もこの間1人、鹿児島市役所の窓口を通して御成婚になりました、内祝いをしたところなのですが、鹿児島市役所の紹介をさせてもらいますが、所管は鹿児島県教育委員会の青少年課なのです。その窓口には、中央公民館、公民館のほうに今職員が4人張りつけになっておりまして、しているのですが、詳しく説明したほうが教育長先生も分かりやすいかと思いますので、実は男

性と女性と別々に登録しておくらしいです。そうすると、登録したデータファイルは順番に全部番号が打たれているわけですので、それを例えれば男性が来て、このデータファイルを全部見るので。そして、それに今度はその係の方々に是非この人にということで、丸をしてお渡しをすると、今度はその方に連絡をすると、その方がまたおいでいただいて、男性側のデータファイルをめくって、それをまた全部見る。なかなかそこで合意が整わなければ、また次のところにいくということなのですが、それでも年間に、あの大きな鹿児島市ではこの相談窓口を使っている件数が1万5,000件から2万件ぐらいに上るそうです。

それだけ、そういった願望と言いますか、努力はみんなしていらっしゃるということなのです。それで、もしその彼女と彼氏ができた場合には、1時間は必ずお付き合いをしてきてくださいというようなことを、何とかしてですね。コーヒーを飲むでもいいし、何でもいいからとにかく、最低限は、それがまた彼らの仕事の実績になるということですね、そのように、そこまでが青少年課の結婚相談所の仕事だそうです。後のこととは、一切本人同士の自由意思に任せることでございました。

そういうことで、是非そちらあたりも参考のために申し上げておきますので、詳しいことが必要でしたら、後で教育長先生と2人だけで話をしてみたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、2番目にふるさと納税寄附金のことについてですが、与論町は先んじてサンゴ礁基金というのを設けまして、ほぼ同じような制度ではあるのですが、現在、鹿児島県がやっているのが、このクレジットカードを利用したふるさと応援寄附金ということで、県が積極的にやっているのです。他の自治体も相当国内ではこれが一般化しているのです。

そういうことで、税務課長さんのほうでは是非これを調べていただいて、この媒体とも連絡をし合ったり、一応紹介をいただきながら前向きに努力することによって、人的な交流とまではいかなくとも、そういったことで、お客様とのつながりも増えてくるのではないかなど思いますので、是非検討されたらどうかと思いますので、提案申し上げておきます。

その次に、ガソリンと軽油のことございますが、答弁にありました内容で、本町の場合ガソリンについてですが、石油製品販売業構造改善事業補助金ということで、資源エネルギー庁のこれは時限付きですよね、24年度の分については国から10円の値引きということで今されております。ちなみにですね、今10円引いた状態で与論町がどれぐらいのガソリン価格かといいますと、JAのほうの値段を聞いてきたのですが179円、これは180円ぐらいになっているかもしれないで

す。そうすると鹿児島では148円、それで最も安いのが竹山石油の鴨池の所にありますスタンドが137円でございまして、これにガソリン税というのは、今現在暫定も含めまして53.8円の課税がかかっているのです。これは、精製会社から出る時点でのガソリンの揮発油税は取られているようでございます。まず、それから今の軽油の引取税は、これは32.1円、これは1リットル当たり32.1円で、これも暫定分が含まれています。25円だったのですが、これが7円ぐらいアップして32.1円となっているのですが、どうしても町民の生活というのは、車の利用は欠かせない足でございますので、これらを町長にお願いしまして、是非先ほどもございましたように、国・県に強くお願いをしていただきたいと考えるところです。

それとこの中で、免税がきくのがございますね、免税がきくのは漁業用に限らないのですが、船舶の使用者、それからハーベスターとかホイール、その他の農業機械を使っている方々の動力源の用途に使われるものについては、そして、堆肥、堆肥センターの例えば機械の動力源の用途とかは、免税がきくわけですので、大変事務的には面倒くさいところもあるのですが、なるべくそういういた免税を利用していただいて、町民の間接的な負担が減るように、行政指導もしていく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから3番目ですが、先ほども言ったのですが、停電によって光回線の、停電とか断線とかですが、断線はこれはしようがないと思います。台風の被害ですので、この停電によって光回線とかがストップするという事態は、従来、例えば隣の家は私の場合は光電話ではないから、全然不通はなかったという意見をよく聞くのです。そこら辺は、停電が仮にあったとしても、通話ができるような態勢を確保する必要があるのではないかと思います。

それから、ある携帯電話会社のことなのですが、今現在、堆肥センターの近くに無線局がありますが、この無線通信局だったら自家発電を持っているということなのです。ところが、無線局だけだったらバッテリーだけしか持っていないということでございまして、バッテリーが持つ時間はどれくらいかと言いますと、3時間以上ということにはなっていますが、台風が長期化すると、どうしても自家発電が必要になってくるのですが、今、与論スポーツの裏側でソフトバンクさんが、通信局を造ると頑張っていらっしゃるようですが、なるべくその全ての携帯屋さんに、災害時のバックアップ体制がとれるようお願いしていく必要があると思うのですが、総務企画課長からもあったのですが、どうもこの対応が非常にガードが固いと言いますか、全然中に入らせてくれないようなのです。それで、私は最も交渉能力の高い元井総務企画課長を、福岡にあります会社に、支店に派遣していただいて直接乗

り込んでこの要請をしていただくわけにはいかないかと思いますが、町長いかがで  
しょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 検討させていただきます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） この携帯電話の会社に電話をすると、東京にすぐつなぐので  
す。東京の丸の中に本社があるのですが、そこに女性のオペレーターだけが出てき  
て、もう全く支店の電話番号も教えない、関係する一切のアクセスができないよ  
うな状況なのです。ですから、これは乗り込んでいってやるしかないと思いますの  
で、お願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 経過につきまして説明します。おっしゃるとおりでござ  
いまして、それでらちがあかないものですから、県のほうとですね、総務省の九  
州総合通信局のほうに電話いたしました。県のほうは、これは業者がすることだと  
いうことで取り合ってくれませんでした。それで、九州総合通信局の場合は、KD  
D Iに問い合わせていただきまして、それで今回の台風のことは、停電と施設の被  
害があったためとの回答があったようでございます。

そして、今後の対策としましては、その予備品を向こうの中継局の下の方の倉庫  
の中に置くと。それともう1点は、発電機を設置するというふうに総通局の問い合わせ  
に対する回答は、a uは回答したということを総務省の九州総合通信局のほうから  
お聞きしておりますので、今後はそういうことはないものと理解しています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 大体そういう答えが返ってくるとは予想されるのです、会社か  
らは。ですから、会社の経営にも影響するでしょうが、他社に乗り換えたほうがいいの  
ではないかというような意見もありますので、そういうことを直接行かれて強くですね、詳  
しい方が行って説明すると、早めにその対策ができるのではないかと思われますので、是非出張のついでにでも努力していただければと思います。

それから、最後の件ですが、大変ハキビナ海岸につきましては、大変大きな被害  
がございまして、前浜海岸に関しましては先ほど答弁の中にもありましたように、  
甚大な被害までは出でていないのですが、ハキビナにつきましては特に墓地、それか  
ら保安林が大変甚大な被害を受けまして、そこにお休みの御先祖様も大変びっくり  
されたのではないかと思いますので、この問題に関して話をしたいと思うのですが、実は地図の上でですが、与論の墓地のことについて、地盤高をチェックしてみたのですが、低い順に申しますと、ハキビナが海拔で5m40から7mの高さでご

ざいます。それから、前浜は6mから7.0、中金久が7.0から7.4、茶花墓地が7.0から高いところが10.5あります。それから、宇勝が7.1から7.2、品覇が8.0、寺崎が9.0、黒花は9mから10mございます。船倉の場合は9.1から9.0ということで割と高い所にあるようですが、長期的に考えますとハキビナ等につきましては、前浜等に關しましては津波が来たらこれはもう別ですが、このぐらいのスケールの台風がこれからは来ることはもう想定外ではなくて、想定内にしなくてはいけないのです。それで、今回の場合はもちろん気圧が低いこと也有って、それと9月はどうしても大潮の時期にかかるものですから、それで朝一番のときだったですが、多大な被害を及ぼしています。ハキビナ墓地の中央の入り口のところが、7メートル弱ぐらいあるのですが、墓はもうちょっと高いのですが、そこまで全部波が来ているということは、今回の台風の高波は7mぐらいは来ているのではないかと思うのです。7m以上来ているところももちろんありますが、麦屋漁港のブランコのある所が大体6mぐらいなのですが、既にそのブランコの所につないでいる船が押し倒されている状態ですので、これは相当なエネルギーが、船が浮いていたということですので、このぐらいの台風、高波は、これからはしょっちゅうくると考えないといけないと思います。

そこで、今回29日に県議の永田先生と樋久先生がおいでいただきて調査していただけたということだったので、皆様方と一緒に御案内したところですが、今回また17号が来そうですので、おそらく中止になるだろうということで、先ほど全協の中でも話をしたところでございますが、この答弁書の中で中段のほうですが、公共治山の事業の海岸防災造林事業や保安林改良事業の要望はこれまでもしております、19年度にはハキビナの海岸防災欠陥も要望しています。

しかしながら、これは県の事業でやっていくわけでございますので、用地もみんなできているのです。積極的に県にお願いいたしまして、ハキビナの海岸を本当に優先的にお願いしていくということが大事ではなかろうかと思います。

それで、私が特に申したいのは、この墓だけは、墓の周りの何と言いますか、護岸というか、越波対策だけは、これは県にお願いするというのは筋違いではないかと思うのです。それで、今7メートルのところまできているわけですので、最低8メートルぐらいのレベルの越波対策は町でやっていただく、やるしかないのではないかと思いますが、今後急に墓地の移転はできないですので、そこらあたりのことも総体的に考えながらやるべきではないかと思います。

また、墓のほうに關しましては、鹿児島市のほうでは環境衛生課が担当しているようでございますが、福地課長のほうにいくのかなという感じはするのですが、今後ちょっと調べていただきたくお願いしておきます。

それから、関連してお伺いますが、町民のほうから意見があるのですが、今回の台風16号による被害に対しましては、災害義援金の窓口を早急に設置する必要があるのではないかとの意見があるようですが、その進捗状況については町民福祉課長のほうでしょうか、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 台風16号災害義援金募集要項を9月24日に作り、決済を済ませて、既にあまみ信用金庫と奄美農業協同組合については口座を開いています。ゆうちょの場合は、10日ぐらい決済に時間がかかるということで、10日後には口座を開くということでございまして、現在2金融機関、そしてまた、将来的には3金融機関に口座を開いて受入れ態勢を整えます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございました。

最後に、この台風17号が大きな被害がもたらさないことを祈念しまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時30分から開会したいと思いますので、御参集をお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

3番、町俊策君の発言を許します。

3番。

○3番（町 俊策君） 観光の振興策について質問いたします。

1、民宿の改裝を促進する観点から改裝費用の一定額を超低金利で貸し付け、かつ長期の返済が可能な制度をつくり、活用してもらう考えはないか。

2、食の魅力を発信して、誘客増を図るため、超有名人の監修による料理や弁当作りを指導し、考案していく取組を支援する考えはないか。

3、食の提供を通じて、島の食材を島外へPRする観点から、食材はできるだけ島内産を利用することで、その宣伝、生産促進を図る考えはないか。

4、観光をオールシーズン化するための施策の必要性が痛感されるが、与論パナ

ウル王国立「海家族学院」（仮称）を設立し、気象学基礎講座、ウインドサーフィン、またはヨットの操法講座、小型船舶操縦士国家試験取得講座、スキーパーダイビングの資格取得講座などを開設して、修了者には与論パナウル王国海家族の称号を与える考えはないか。

以上、質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず1についてお答えいたします。

奄美群島振興開発基金の借入れ返済の焦げ付きや、固定資産税滞納などの課題も山積しており、財政的に直接的に町単独支援策を行う予定は考えていませんが、多方面からの支援を検討しながら推進してまいりたいと考えています。

具体的には、平成12年より「与論島まるごと1島1校貸切」のキャッチフレーズで修学旅行の誘致を行ってきました。現在、毎年平均14校、2,500人が来島し、15軒のホテル・民宿に分宿しています。これはホテル・民宿等の改裝資金になればと考えての施策でしたが、まだ一部の施設を除き十分でないというのが現状です。苦い過去を考慮し一気に建て替え、あるいは全面改裝せず、できるところから少しづつ改裝していただきたいという趣旨の苦肉の策で始めたものです。

今後、修学旅行受入れ施設から、このことを実践していただき、あの施設へ波及することを願っています。

また、制度等の活用につきましては、商工会であっせんしております中小企業経営安定化支援融資制度等の活用等について引き続き推進してまいります。

次に2についてお答えいたします。

旅行の最大の目的は、未知への遭遇、その土地でしか見たり体験できないものを求め、特に食は重要な要素の1つであります。本町においても、そのことを強く意識し、各種補助事業を導入して、日本シェフ協会（ホテルオークラのシェフ）からの派遣講師や、九州観光連盟総会における沖縄の健康長寿食についての講師、さらには日本味育協会及び鹿児島県特産品開発に直接携わっておられる味香（みこう）戦略研究所の先生方などに、特に地場産の食材を活用した郷土料理教室やヘルシー弁当などの講習会へ参加させ意識の高揚に努めています。

また、多くのマスコミ等で度々紹介されていますが、直接オーダーへつながっていないのが現状です。島内外への情報発信が不十分だったと考え、今後一層の情報発信や関係機関と連携を行い、相乗効果を図ってまいります。なお、超有名人の監修による料理や弁当づくり等については、その効果等調整しながら検討してまいりたいと思います。

それから、3についてお答えいたします。

御質問2でも述べたように、地元食材を活用した郷土料理の提供や新メニューの定着を図っているところです。各宿泊施設や飲食店等において地場産食材を使用するよう理解と協力を求めてまいります。また、各関係機関と協議し、団体客受入れ時の食材提供の安定化を図るとともに、連携体制の強化に努めてまいります。

最後に、4についてお答えいたします。

通年型観光は、ヨロンマラソン開始時期ぐらいから、毎月1イベント開催やオフシーズンの団体旅行誘致等取り組んでまいりましたが、肝心のトップシーズンの入り込みが落ち込んでいます。観光ブームのときに延べ飛行機の利用客は1万人減、船の利用客は9万人減と船を利用した旅行の提案が不可欠と思われます。

これからは、ピンポイント営業戦略を唱え、時期、ターゲットを絞って民間企業と連携した施策を行ってまいります。なお、現在観光大使を任命して、名刺等を作成しあげておりますが、併せてパスポート引換券をお渡しております、これは名刺をもらった人にもお得感を与え、誘客につながると考えております。

また、上映から3年経った今日でもコンスタントにファンが訪れている『メガネ』にあるように、女性の1人旅でも安心して旅行できる島を強くPRしてまいります。そして、御提案いただきました称号に関しても、関係機関・ショップと協議・検討し、誘客効果が図れるよう推進してまいります。

○議長（大田英勝君）　いいですか。発言は手を挙げて。

3番。

○3番（町 俊策君）　民宿の改装というのは、民宿は従来の民宿だけではなくて、新たにブルーツーリズム、それからまたグリーンツーリズム、そういった観点からの捉え方もありまして、一般の農家あるいは漁師の家庭がこれを取り入れてやるためには、どうしてもある程度のお客様の最低限のもてなしをするための設備投資が必要ではないだろうか。金額的には、私は50万円ぐらいあればなと思っています。ある程度既存の建物を利用してのことですから、その程度で大体いけるのではないかなど、例えば金額的なものはあとで検討してするといったしまして、そこでブルーツーリズムの場合は漁師の家ということですから、魚釣りの好きな人が同好の種としてこられると思います。ある程度の我慢はしてくれるでしょうが、やはり訪ねてくる以上は訪ね先が、やはり海のベテランでなければいけないでしょうし、ともに夜を徹して語り合うような、そういう捉え方がお客様としては望まれるのではないだろうか。

農家にしましても、1坪農園とかそういったことをやりながらその商品について、中身については別途検討するといったしましても、マンゴーもあります、パパイ

ヤもあります。それから、ブルーベリーに匹敵する小さな果物の実もありますし、そういったものを当町における施設で確保して、土産としてお持ち帰りになれるよう、あるいは後で送ってあげられるようにというようなところまでのサービスを考えて申し上げているのです。

特に、魚釣りの人たちでしたら釣った魚を缶詰めにして持ち帰りさせることはできないだろうかと。そのことによって、家族ともこの島との一体感が生まれてくるのではないだろうか。

こういった1つの基本中の基本ですが、そういった「見る・食べる・する」という3要素の中の食べることと、すること、行動することが一体化した観光というのも長く客を引きつける要素になるのではないかという思いで書いたのです。

しかし、住む家が最低限自分の家のレベルと同じぐらいのところでないと、お金は払いにくいのではないかと、あるいはまた次訪ねていきにくいでないかというような気もいたします。それでそういう提案をしたのです。これについては、回答は出ているのですが、言わんとしているところはそういうところです。

それと、もう1つには民宿を盛んに言っているもう1つの理由は、旅費の軽減化です。交通費が高いと言いますが、全体の旅費を日数で割れば非常に安くなるわけで、長期滞在させることによって、その価値は交通費の軽減化は図れます。それと、もう1つは季節的に、例えば我々が旅行する季節がありますが、これなどは非常に運賃が安くなっています。船より安い金額になる場合もありますし、そういったことも含めて、そういった時期に地域の振興策として観光客に対してそれらの制度を適用できないか、そういうことも検討すべきではないだろうかと思います。

1番につきましては大体そういうことで、そういうことを考えながら質問してきたのですが、いずれにしても現在の観光課が非常に苦労しながら一生懸命頑張っておられるということに対しては敬意を表しますし、そしてまた、よく綿密に計画して頑張っておられるなというのが前提で申し上げるので、もうとにかく違ったことを、ばかばかしいと思われるかもしれません、といったことも含めて変わったこと、違ったことをしなければもう客は来ない。

それと、もう1つは、もう1回基本に帰る。民宿の人も旅館・ホテルの人も泊まっていただくという気持ちをもう少し持ってほしいなど、商品であるということの認識が非常に不足しているのではないだろうか。そういったことも強く要請・要望すべきだと思います。そういったことの教育というのは口はばつたいたのですが、そういうこともうつかりしますと、惰性に流れて、これでよいのだというようなことで、そのまま客を受け入れてしまうのが今の現状ではないだろうかと思います。実際お客様がくるというのに玄関にいろいろな品物が山積みされています。ほこり

だらけです。いつ掃除するのかなと端で見ている我々のほうが心配しているというような状況です。

そういった中で、やはりプロ意識というか、ホテルはホテルの意識が必要ですし、旅館は旅館なりのホテルにない良さを出していくべきだし、そしてまた民宿は民宿なりの親父と息子というような関係までもっていければすごくいいのではないかなという気がいたします。それぞれの特性を生かした関係の中で、もっと清潔感と、それから何と言うんですか、便利性と、それから親近感と、そういういたいいものをおいっぱい取り混ぜた旅館経営・ホテル経営が必要ではないだろうかなと、ましては今の民宿が駄目なら新しくブルーツーリズムとか、グリーンツーリズムの思想をそのまま適用して新しいところからもう1回やり直す手もあるのではないかなどという気がいたします。それで1番の質問をしたのです。

町長、見解をお願いします。

○議長（大田英勝君）　ただいまの提案に対して、町長。

○町長（南 政吾君）　どうも、こちらの文章にしたのは、一部ということで全部を申し上げたではありませんので、その他の御質問について、正しく今議員がおっしゃったとおりでありますと、今私どもの一番宿泊関係で課題となっているのが清潔感、特に風呂とかトイレとかですね、何とかして大きな改造の前に少しでもそういう最低限のものから整備したいという考えをもって今まで指導してきていますが、それには資金が要るということで、今のところ一番安定金利でやっていただけるのが開発基金であります。実は、10日の日にも今度開発基金の理事長がくるのですが、理事長の話ですと、借り入れる総体数が奄美全体ですが、非常に金額が少なくなってきたということで心配をしておられるようですが、そうやってやる気があれば、これはまたやる気があるように環境整備をしていくのが私どもの務めですが、直接の責任である宿泊関係をやっておられる方、今からやりたい方のやる気があれば、これは商工観光課のほうで全部その手当てはしているので。

ただ、今改めてそこにもっと低利の、あるいは何と言いますか、利息の補給とかいろいろなことが考えられるのですが、今のところはそこまでいっていないのが現状です。今後は検討する必要があるのではないかと思いますが、是非頑張ってみたいと思っています。

それと、もう1つ先ほどおっしゃいました滞在日数を延ばす方法を十分検討すれば運賃が高くても一日に割り当てれば微々たるものにしかならないと、まさにそのとおりで、すばらしい観光地をつくるというのが大きな目的でありまして、それに向かって私どもとしても一生懸命努力をしてきているのですが、なおまた御指導いただきながら、いろいろな角度から検討して、努力してまいりたいと思いますの

で、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 次に、食の魅力を発信してと書いてあることと、次の3番の食の提供を通じて島の食材をということは、この二つは同じような考え方なのですが、基本にあるのは超有名人、テレビでの有名人なのです、鉄人。それから、例えば料理学校の校長で服部先生みたいな非常にテレビにも出られておられると、そういう人たちのことを言っているわけで、その人たちがもし私の島を助けてくださいと、島の農業、漁業、それから観光にいたる各部門を是非お願いして、助けてくれませんかというようなことで、思い切った有名人を指しているのです。

ホテルオークラの確かにコック長は有名でしょうが、そういう組織の中ではなくて、よっしゃと言えるような親分肌の料理人がいっぱいいらっしゃるようすで、そういった方々をお願いして、この島の料理は私が監修しているのですよと、この島の食材を使った料理がこれですよというようなことで、今ある島の食材そういうものも含めて、それからこれからも指導を受ければできるのではないかというような食材も出てくると思うのです。何とかその辺をですね、言い方は失礼ですが、コネを使ってそういった方々をお願いして連携できないだろうかというのが趣旨です。

ですから、ことあるごとにですね、有名人と会われるのですから、御存じの方や協力してくれる方はいらっしゃいませんかということで、パナウル王国としてでしたら非常にお願いしやすいような気持ちもします。少しばかり遊び心があつてもいいのではないかと、いわゆるパナウル王国的な発想でやっていけばお願いできるのではないかなという気もしていますが、実際に当たっていないので分かりませんが、よしやろうという男気のある名人は何人かいいらっしゃるのではないかなという気がいたします。そういうことで、今後そういった形でのお願いを、町長にことあるごとにお願いをしてもらひながらということは、いかがなものでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この有名な食の鉄人と言いますか、前一時映画でずっと連続ものでやっていて欠かさず観たのですが、食についてはいろいろと今、日本の国内でも非常に人気があることであって、そういうことを考えたときに鉄人をお願いしてやるということは、宣伝効果がものすごくあるのは間違いないと思います。ただ、私どもの財政がどのような対応ができるかという問題もございますので、是非当たって見てですね、検討はしてみたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 次の観光の振興策ですが、4番にいきますが、これもやはり有名人をというか、その経営者をという考え方ですが、この校長ですね、例えば南極観測隊にいた隊員だとか、の中からお願いできる定年退職者はいないだろうかということなのですが、そういった方々とか、それに匹敵する、与論にもこられましたが、世界一周1人旅をされた方とか、そういった方々に気象学を学ばせながら、そして海のことなら何でもできるよというような海の鉄人を与論でつくり出してはどうだろうか。これが1つの長期滞在をさせる1の方策だと思って書いたのですが、これらを1つずつクリアすることによって、非常に海に対する自信を持たれるのではないか。

あるいはまた、もう定年退職したから与論に住みたいなということになってくるのではないかという気もしますが、いずれにいたしましてもこの島でつくり上げるもの、そして、この与論島は海に関する伝達者を生み出すところだと、島のイメージもそれで変わってくるのではないかという気がいたします。イメージづくりの点からも海のことなら与論島へいけというようなことで、こういう年に何回か、特にオフ時に、こういうことをやつたらどうかなと。

話に聞きますと与論の海は、何と言うんですか、ウインドーサフィンの方々にとっては「涙が出るほどうれしいのです」という人がいたそうです。というのは、足元から、風は季節と一体ですから一定に吹きます、特に冬場の場合は、足もとから暖かい風が上がってくるのだそうです、走っているときに、その暖かさが海の青さとか、走っているときの爽快感、それから沖のリーフの白波、そういったものをもろもろ含めて、すごく走っていてうれしいという表現をされている人がいます。

それから、これなども参考になると思うのですが、海に潜っていて、素潜りで潜っていて、冬のほうが透明度が高くなる、あるいは透視度が高くなつて非常にきれいだと、そして我慢できない温度ではないと、ウェットスーツを着て、それで上がったときは少し寒いけれども、その時は船に生ぬるいお湯をヤカンに入れておいて、ウェットスーツの間からちよろちよろと入れてもらえば寒さは防げると、いろいろな工夫できることがあるのですが、そういったことを含めてもう1回どういうところが私たちの海はいいのか、そういったものも含めたひとつのそういった考え方を、いいところをもう1回島全体の人たちで拾い集めてはどうだろうか、拾い出してみてはどうだろうかと、私の島はこんなところがすばらしい、こんなところが日本一、そうでなければこれは全部がそういう意識がなければ「オンリーワンの島」と言ってナンバーワンでなくなってしまう。オンリーワン＝（イコール）ナンバーワンでなければいけないはずです。

そういったところの認識を深めるように、それから自覚を持たせるように、そういったことで1回そういうこともしてみてはいかがだろうかと思いますが、町長さんの御意見を伺いたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今回、観光ルネサンス計画という中で、与論の資源あるいは良さというのをどういうふうに見直していくかと、それに対応していくかということで計画を立てているのですが、今おっしゃったように、例えば先ほど申し上げましたが『メガネ』という映画があったために、驚くほどのお客様がずっと続けてきておられるのです。そういうようなことを考えたり、あるいはまた、いろいろな免許が取れるとか、いろいろ講座が受けられるというのはプラスアルファとして非常に大きな観光資源になるかと思いますので、今後島をあげていろいろ角度から検討できるようにしていきたい。観光ルネサンスの中でも検討してまいりたいと思いますが、今後ともまた町民の英知をお願いしてやっていくようにしたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） ありがとうございます。

今度は、観光課長お願ひします。課長OBの方がもう4人ほどいるのですが、先だってこの議会に出るということで、3人にお願いして家にきてもらって意見交換をしました。やはり、定年とかそういったことで退職されて、質問事項にないことかもしれません、それでやはりいろいろな思いを持っていらっしゃいます。そういう方々の意見も、ああしまったということやら、ああいうことをやりたかったのだけどなど、いつのまにか定年になってしまったというような方もいらっしゃいます。ですから、そういう方々の幅広い意見をもう1回求めてみたらどうだろかと。

選挙期間中にあったことですが、私は全国をずっと旅してきた経験があります。それは、その時に泊まったところはどこかというと、若者ですから食べることとか、泊まることとか、そういうことではなくて、自分の好きな趣味を満足するために旅行したので、その時に泊まったのはホテルや旅館ではなくて民泊でした。若い人というのは、そういうものではないですか、弁当、食事は外で買って食べればいいのです。売っているところはいっぱいあります。だから、安くで長期間、そして目的を十分楽しめる。そういうシステムが必要ではないでしょうか。ということでしたので、私は民宿、旅館、ホテルでも、特に民宿等の場合は素泊まりにしてはどうだろうかと、そして、食事はあそこの大きな病院で体験したのですが、食事は弁当屋さんから買ってきて、それで宿にあるチン（電子レンジ）を使って、それ

からお茶もそこに置いてあるし、自分でチン（電子レンジ）をして食べると、そういうことであれば、民宿は高齢者でもできるのです。布団を敷いたり、上げたりするのが大変なわけで、そして、そういう簡単にできる宿泊施設、そういうものの数を増やしていけば、すごくまたいって楽しめる島ということで広がるのではないかと思います。時間もあれですが、私の意見は以上です。

ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 答弁はよろしいですね。

○3番（町 俊策君） 最後に締めくくりとして総体的な感想を町長だけお願ひします。

○議長（大田英勝君） では、町長。

○町長（南 政吾君） 本当に今まで観光関係に御苦労をいただいた、町さんの御意見本当にありがとうございます。これからまた、今まで関係した方々の御意見とか、特に民泊については、私ども今もう一生懸命やっている真っ最中です。この充実を是非やっていかないと、将来の与論町の観光に非常に問題があるのではないかということで、今、一生懸命民泊を奨励し、あるいはまた協力したり指導をしたりしてやってるのですが、今後ともまた御指導をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

[町俊策君「すみません、終わると言ひながら」と呼ぶ]

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 今までの私の考え方の根拠はどこにあるかといいますと、O Bの方々の意見を集約したものです。ですから、やはり長年経験した日本一長い観光課長をされた川畑さんもまだ意見を持っています。しまったという思いも持つていらっしゃいます。どうかひとつそういうふうに、観光協会とは別な立場のそういう集団をひとつ観光課長につくっていただければ有り難いなと思っていますが、観光課長どうですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） どうもありがとうございました。

個人的には、歴代のO Bの方々とはお酒の席でいろいろな御指導とかをいたしているのですが、正式にその時代時代の思いというのを席を設けて、いい形でまとめ上げていけばと思っています。

我々だけではどうしても行き詰まってしまう部分が多くありますので、先輩方が現場を離れて、今またどういうふうになったらいいという思いがたくさんあるかと思いますので、大いに参考にさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○3番（町 俊策君） 以上で質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 以上で3番、町俊策君の一般質問を終わります。

次は、1番、林敏治君の発言を許します。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 第3回与論町議会定例会にあたり、まず最初に先の台風15号、16号での災難を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、初めての一般質問に移ります。

#### 1 農業振興費策について

(1)多くの農家に高齢化や後継者不足などの問題があることから、農地の流動化や有効活用のため認定農業者等の担い手に作業受託の集積を図っていく必要があるが、今後どのような対策を講じていく考えであるかお伺いします。

(2)環境保全型農業を推進するとともに、特産品やブランド品の開発を推進していく必要性が痛感されるが、今後どのような対策を講じていく考えであるか。

(3)キジ、カラス、アフリカマイマイ等が増え、将来農作物の鳥獣被害の増加が予想されるが、今後どのような対策を講じていく考えであるか。

#### 2

(1)経済が循環するまちづくりを進めるためには、少子高齢化や人口減少に対応した与論独自の観光地づくりが必要であると痛感するが、町長はどのように考えているか。

(2)島の多様な魅力を生かした沖縄とは異なる与論独自の観光メニューとしては、どのようなものがあるか。

(3)これまでに実施した誘客宣伝イベントの効果をどのように認識し、その成果を踏まえた上で、今後南国与論のイメージアップを図るためにどのような島づくりを進めていく考えであるか。

#### 3 防災対策について

(1)本町では、台風や大雨による農作物への被害や家屋の床下浸水、道路のかん水など多くの災害があったことから、今後早急な対策の必要性が痛感されるが、どう進めていく考えであるか。

(2)台風・大雨の影響により固定電話やテレビなどの情報通信機器が使用不能となり、また光ファイバーを導入したメリットもなかったことから、その原因を追及し対策を講じる考えはないか。

(3)台風時に防災行政無線の個別受信機による重要情報を受信できない地域があるが、早急な改善のための対策をどう講じていく考えであるか伺います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず最初に 1－(1)についてお答えします。

今後の農地集積や担い手などの育成計画をまとめた「人・農地プラン」を今年度取りまとめたところです。各種施策を活用しながら、プランに基づいた新規就農者や担い手農家の育成確保対策や計画的な農地流動化、集団化を進めていくこととしています。

しかし、借り手の希望が多いのに比べ、農地の出し手が少なく面積拡大は難しい状況であることから、担い手の所得確保は作業の受託集積が重要となっています。今後、「人・農地プラン」においても、作業受託の集積計画を盛り込み、担い手への作業委託の集積、拡大を図ってまいります。

また、サトウキビにつきましては、平成25年度産から品目別経営安定対策の作業委託要件が3分の1から2分の1へと増える予定であることから、糖業振興会による認定農業者への作業委託を一層推進するとともに、管理作業機械導入への一部助成等を行うことで、作業受託体制の整備を進めてまいります。

次に 1－(2)についてお答えいたします。

環境保全型農業直接支払い交付金の活用や環境保全型農業推進委員会を通じた支援により、環境保全型農業の技術確立や普及拡大に取り組んでいます。現在は、インゲンの有機栽培が中心でありますが、今後は品目や面積拡大を図るため、有機栽培だけでなく、農薬や化学肥料を減らした特別栽培も含めた栽培技術の確立を図りながら、鹿児島農林水産物認証制度（K-GAP）などの各種認定取得の推進と販路開拓にも積極的に支援を検討してまいります。

また、生産に伴って発生する多くの規格外品の有効活用を図るため、加工品開発にも継続して力を入れてまいります。

次に 1－(3)についてお答えします。

キジ、カラスは一度味のよいものを覚えると、それに誘導され繁殖すると言われていますので、まず出荷作物残渣、放置果樹、残飯などをほ場に放置しないなどの対策が必要です。カラスにつきましては、大島地区の猟友会にお願いし、捕獲する予定で進めています。キジにつきましては、本町の猟友会にお願いする予定であります。また、アフリカマイマイにつきましては、多く発生している地域から県からの支給薬剤により散布駆除をしています。

次に 2－(1)についてお答えします。

少子高齢化や人口減少が我が国の経済に及ぼす影響は深刻な問題となっており、地方から都市への人口の流出に歯止めがかからず、過疎化が進み当町も過去10年間で約800人が減少しています。このような状況の中で、経済が循環するまちづ

くりを進めるためには、活気あふれるまちづくりが必要であり、それには若い力が不可欠です。そのためには、青年団活動の活性化をバックアップすることにより人材育成に努め、子供からお年寄りまで島民一体となった意識改革、連携を図りながら与論の自然、農業、水産業、伝統文化などを活用した自然体験型観光地づくりを目指します。

次に2-(2)についてお答えします。

現在NPOガイドによる与論史跡巡り、武勇伝や民話を含むツアーに加え、国指定重要無形民俗文化財の与論十五夜踊りの鑑賞をメニューとした商品開発ができればと思います。また、今年の国頭村との交流及び共同開催した沖縄復帰40周年記念行事（北緯27度線における海上集会）などのような記念行事の掘り起こしによるメニュー開発が考えられます。2013年には、奄美群島祖国復帰60周年記念行事、またRAC与論線就航35周年、JAC与論線就航30周年を迎えるに当たりメニュー開発を図ってまいります。

次に2-(3)についてお答えします。

これまでテレビ、新聞、雑誌等によるメディアへの対応に加え、エージェント訪問による商品開発、物産品の開催、Webページやブログ等のICTの活用、修学旅行の誘致、ヨロンマラソン等の各種イベントの実施により成果が上がってきていくように思われます。

特に、与論発信のラフウォーターは第1回参加者が7人からスタートし、今年で15回になりますが140人を超えて、現在は全国数箇所で開催されるイベントに成長しました。このように着々と交流人口の増加を図り、年間を通して観光メニューの開発、観光施設の充実、自然環境の保護に努め、海岸の美化や路傍の植栽を推進し、鹿児島県最南端与論島から全国に向けて豊かな自然や文化の情報を発信する島づくりを目指します。

次に3-(1)についてお答えいたします。

安心・安全なまちづくりについては、第5次総合振興計画の大きな柱の1つであり、今後とも最優先で取り組んでまいりたいと考えています。近年の異常気象はかつて経験したことのない想像を絶する大型台風やゲリラ豪雨を発生させ、各地に甚大な被害をもたらしています。このことは本町にも例外ではなく、台風15号の集中豪雨や今般の台風16号はこれまで経験したことのない自然の脅威を体験しました。

最初に農作物への被害についてですが、沈砂池や暗川（くらごう）で排水処理しているため池や整備地区については、近年の異常な降雨や雨台風時には周辺がかん水するなどの被害が出ています。この対策として暗川（くらごう）については

たまつた土砂の除去、内部や周辺の伐採を行い、機能回復を図るとともに排水先が暗川（くらごう）1ヶ所しかなく、排水能力不足のため池があり、これについては25年度県単事業による整備を要望しています。

また、排水流末のない叶地区のため池につきましては、畠総（畠地帯総合整備事業）地区への排水路接続を検討しています。古里地区にも一部排水不良箇所があり、対策を調査検討中であります。沈砂池につきましては、定期的に堆積した土砂の排除を行い機能回復を図っていきます。

次に、家屋の床下浸水、道路の冠水についてであります、近年の豪雨や台風時には道路の冠水など流末の整備がなされていない箇所があり、道路からの雨水による家屋の床下浸水などの被害が出ています。流末が確保できる道路については、側溝の設置をすることとし、流末が確保されていない箇所については用地を確保し、浸透ますを設置するなどの対策を講じてまいります。

なお、台風16号の被害については、災害救助法が適用されたこともあり、今後法に基づき適切な措置を速やかに進めてまいります。

次に、3-(2)についてお答えいたします。

高田議員にも答弁申し上げましたとおり、台風15号、16号による停電や光ファイバー網の断線により、多くの家庭でインターネットが利用できず、また光電話等も不通となりました。NTTに対しては、早期の復旧を再三依頼しておりますが、復旧が相当遅れています。今後とも早期の復旧を要望してまいりたいと考えています。併せて今後60メートル級の台風に対する対策についてもNTT、県、国などに強力に要請していきたいと考えています。

なお、携帯電話の不通については、特定の業者のみが長期にわたり利用不能となつたことから、当該業者のサービスセンターへ再三早期復旧の要請をしたところでありますが、御承知のとおり復旧に相当の時間を要したところであります。去る9月22日には、その原因（故障箇所を含む）と復旧の工程、誰がどのような作業を行い復旧したかについて問い合わせを行いましたが、「台風のため機器が故障した」「どこをどのように直したかは現場対応の部署で行っているので把握していない」のみを繰り返すだけで、明快な回答が得られない状況にあります。

今後、当該業者や国・県などの関係機関にも原因の究明と対策を強く要望していきたいと考えています。

最後に3-(3)についてお答えします。

平素から受信不能箇所については、アンケート調査を行うなど対応しているところであります。これまで城集落の一部については、住民の皆さんからの情報提供もあり、簡易アンテナの設置等の対応を行ってまいりました。御指摘の台風時の受信

の件については、100ボルトの電源を利用している場合、停電と同時に使用できなくなることから、個別受信機の各家庭への配置時に台風等の非常時には電源を電池へ切り替えていただくよう説明し、お願いしてきたところですが、今後再度徹底してまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 御答弁いただきましてありがとうございます。何点か質問をさせていただきます。

農地集積のことですが、本町は農地が少なく、借りたい、買いたいという農家の意向が多いことから、今後集落や地域における話し合いや説明を行い、人と農地の問題を解決していかなければならぬと思います。いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおりで、今遊休地というのが与論町では南3町でも一番少ないほうで、農業委員会の方々には大変御苦労をいただいたのですが、もうちょっと3パーセントか4パーセントぐらい遊休地がありなかなかそれを貸していただけないと。1つの方法として会社で、与論島製糖株式会社のほうで借り受けてやることはできないかということでやってある程度はできたのですが、なかなかゼロになるまでができない状況にあります。あの手、この手で何とか減らして、少しでも減らしていきたいというふうに今頑張っていますので、またいろいろと違った角度から御覧いただいて、御意見をいただければ有り難いと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 今後のことでお聞きしているのですが、今後はいろいろな集落や地域での話し合いとか、そういうのをもつ予定はございますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私のほうは、今はその点は考えていないのですが、今まで集落においての相談をやってきたので、今後のことについては担当課の課長からお答えしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） お答えいたします。

「人・農地プラン」作成にかかる集落での話し合いですが、全体会は先月でしたか、茶花自治公民館に集まっていただいてやりましたが、非常に出席者が少なくて関心が全くございませんで、今のところ担当者レベルでつくったようなプランになっています。

今後は、集積が本当に進まない状況ですので、各集落を回って、借り手と出し手の希望者を募って、今後このプランというのは何回変更してもいいプランと聞いて

いますので、そのようにいいプランになるように各集落での集会も計画してまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） はい、ありがとうございます。

今後、そのプランの作成や就農者の増加、農地の集積を積極的に取り組むことが大事であると思います。早急に整備するよう頑張っていただきたいと思います。

次にいきます。

特産品やブランド品の開発を推進していくということですが、私は特産品やブランド品の開発推進をすることが、大変観光にもつながると感じています。そういうことで農業は観光商業とのつながりを生み、一体となって島の産業を発展させるためにユニークなオンリーワンの特産品の開発が必要であると思います。どうお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 本当に観光にはなくてはならない問題でありまして、そのためには、加工センターもつくったのであります、この特産品を作り出すために今一生懸命四苦八苦しているのですが、幸いにまた御婦人の方々が、非常にその点を考慮いただいて、いろいろな開発をしておられます。私どもとしては、できるだけ手助けをして、ちゃんときちんとしたブランド品まで持ち上げていけるような商品づくりができればと思って、今やってるのですが、今後ますますまた努力をしてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 現在与論特産品の支援センターでは、年間129件の利用があるということです。その内訳には、ほとんど与論の薬草を使ったお茶、お茶は加工品だと聞いています。そういうことで、与論独自の特産品を守り育てるべく、島から発信する特産品の開発、その推進を図っていかなければいけないと思っています。そういう意味で、今後どのような加工品を提案して推進していくかということをお聞きしたいのです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この特産品はともかく、ブランド商品までいくというのは非常に沢山の条件が必要なのです。まずは量ができるかどうか、いろいろな問題があるわけで、今与論で果物関係の面でいければドラゴンフルーツなどは有望なものになるのではないかと思いますが、まずはそれが各種団体の御婦人の方々が主であります、いろいろな商品をつくって、それがうける商品かどうかというのは、実際にやってみないと分からないので、時間を要するところがあるので、

ちなみに、今やっているのが海産物ですね、今相当出してお茶漬けにアイザメを利用した形でやっているのです。それも一つの条件が資源がたくさんあると、安くてたくさんあるというのを基本にして、それを初めてやっているのですが、そのものがたくさんある島ではありませんので、そういうのが見つかり次第、それをまた実際にやっていくということによって開発していくしか方法はないのではないかと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） いろいろな形で農業を、というのは野菜、あるいは花き、果樹というふうにいろいろな立場から考えますと、やはり農業の特產品、ブランド品というのは各それぞれの加工品でなければ、一年中を通じた加工品でなければならぬと思っております。是非推進をしていただきたいと思います。

次に、キジとカラス、アフリカマイマイというふうに質問させていただきましたが、このキジ、カラスについては、解禁の時期があるようです。それでできれば一年中何とか狩猟できないのか、どうなのか、それをお聞きしたいです。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 私が知っている範囲内では、キジは狩猟期間内は捕つてもいいと聞いていますが、カラスにつきましては、狩猟期間以外は大島支庁の許可をもらって捕獲するという方法をとっているようです。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 今キジは相当増えています。それで、本当に今後のことを考えますと、できれば早めの対策が必要ではないかと思っています。

それから、アフリカマイマイについてですが、ある集落から、できれば早めの対応していただきたいという要望がたくさん出てきています。答弁によりますと、県からの薬剤支給により散布駆除をしていますということになっていますが、この内容ともっと詳しくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） アフリカマイマイ駆除につきましては、使用する薬剤が非常に強烈で、アフリカマイマイ以外の生態系にもちょっと影響を及ぼすということで、県のほうにお願いして薬剤をもらっているところです。

ちなみに昨年の実績で132キロほど薬剤をもらっています。多発地点といいますか、多く発生しているところがございましたら、担当の係のほうに御連絡をお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） このアフリカマイマイの件については、鹿児島本土の頬娃町に

までいっているのです。先般の4月だったか農業関係の会合で要望したのですが、やがて鹿児島県全体にいきますよと、ヤスデは大島からずっと南下してきたけど、今度はこっちの方から上へいきますよということまで申し上げて、是非県の本格的な対策をやっていただきたいということで申し入れてあります。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） その散布駆除をしているということは、役場職員が散布駆除をしているのか、誰が駆除をしているのか。

それと、農家に対して薬剤を農薬を補助して、農家の人が散布するとかいろいろ方法があると思いますが、どのようなお考えですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 今までには、役場職員のほうで薬剤を県からもらって散布して、それを集めて実績として県のほうに報告する形をとっています。

農家に薬剤を渡すというのは、あまり好ましくないということでございました。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） はい、分かりました。

では、農家で駆除するには、例えば見つけた場合は役場に通告すればいいですね。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） そのようにお願いいたします。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） はい、分かりました。

それでは、次にいきたいと思います。

観光振興対策についてですが、与論独自の観光地づくりということで、沖縄復帰記念事業をきっかけに、沖縄奄美の観光ルートの確立を行い、各種イベントの開催など積極的に取り組んでいく必要があると思います。いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どももそのように考えています。積極的にそのイベントをやり、カンフル剤的な面があるのですが、それによって定着していくという考え方で検討してまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 少子高齢化や人口の減少が大変多くなっていますので、是非、いろいろな対策を講じていただきたいと思います。

それで、全国各地の高齢者を対象に、この安全・安心、また温暖な島、そしてま

た、癒やしの島とうたわれていますが、その方々を積極的にPRして中期、長期滞在型をしていくような方法ができるないものかどうか、そういうのをお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのことについては、私どもも何回か検討したのですが、実は全国離島ゲートボール大会という全国800、最低で800人ぐらい集まる大会があるのですが、それを起爆剤にしてやりたいという考え方で、与論で全国大会を開催したいということで、鹿児島県のゲートボール協会の児玉会長様をお願いして何とかできないかということで、それでは県もひと肌脱ごうということで、与論でやるようという形でやったのですが、これは国土庁（国土交通省）からの補助がございまして、国土庁（国土交通省）が主催する行事なものですから、まずは国土庁（国土交通省）に許可をということで東京に陳情にいったときに、大臣にお願いしたり、また国土庁（国土交通省）にお願いしたりしたのですが、実はその大会が、離島振興法のもとにやると、いわゆる与論の場合は奄振法の中に入っているものですから、地域が対象外だということで、それを何とかできないかということでくい下がったのです。どうしてもそれは規則でできないということであきらめざるをえなくなったのです。今後、高齢者対象の宣伝の仕方を検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 確かにそのイベントと言いますか、グラウンドゴルフ、あるいはゲートボール、そういった大会をすれば、これはもちろん該当されると思います。しかし、私が言うのは大都会にいるコンクリート詰めされている老人の方々、あるいはまた雪国の雪が降っている地域の老人の方々、そういった方々をこの暖かい与論島で、この島に癒やしの島に何とか長期、中期型ですね、その滞在ができるようなシステムがないのかということでございます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そういうシステムとしては、全国のそういう高齢者の組織とつながりを持つということが一番早い方法で、それ以外のシステムということになれば旅行業者に頼ってやることになるのですが、しかし宣伝については、対象としてできるのですから、やはり私が先ほど申し上げましたように、そういうつながりの何と言いますか、与論島で開催することになれば、その地域が見たいという思いも十分あってはじめて参加されるわけですので、そういった機会を利用してやりたいと思っていたのですが、今後はほかの面でのそういう何と言いますか、組織体とのつながりをもって宣言できるように検討をしたいということであり

ます。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） はい、分かりました。

それで、与論に移住をされている方々は何人ぐらいいらっしゃいますか。

大体把握していらっしゃいますか。よそから与論に来て住んでいる世帯、戸数でも結構ですが。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 今資料を持ち合わせておりませんが、2、30人はいらっしゃるのではないかと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） はい、分かりました。

それを聞いたのも、この住みやすい、住みよい与論島ということですから、できればよその方が与論に長期型滞在できるようにやっていただきたいということあります。

次にいきます。

次に、沖縄とは異なる与論独自の観光メニューというのがあるようですが、私はその家業、農業、自然、食文化、あるいは糖の体験、そして与論の昔からの体験、ゆんぬ体験館等の観光施設等の活用促進というふうに考えますが、今後どのようにその運営をし、そしてどのぐらいの観光客が見込まれるのかお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもとしては、沖縄と与論の違いというのは、地理的にもいろいろな面でほとんどいっしょで、本当に違うと言えば人情み、接待の方法ではないかと思っています。観光ルネサンスで過去の与論島がなぜあれだけできたかというのを調査しているのですが、やはり人の情が人間性が与論の一番大きな宝になっているという調査が出ているのです。これを前面に打ち出すというよりは、これを大切にしながらやっていくよりほかに方法がないのではないかと思っています。

それと、何人ぐらいという予測は一応私どもはできるだけ早く10万人はという考え方をしているのですが、当分の目標を8万人設定していますので、できるだけ8万に近づくように努力をしてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 私は、とうてい8万人という数字はできるかどうか、本当にどうなるかですね、大変心配しています。

それで、最近ちょっと聞いた話が沖縄、与論、沖永良部の何かジェット高速船が開通するというような話も聞いています。もし、そういうことになれば、またどの

ような対応をされるのかですね、もしまだ赤字になつたらこれがまた大変で、私たちにまた負担が降つてこないかと、降りかかってこないかという心配がござります。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのお話かどうか、はつきり私も分からぬのですが、一応私が聞いた範囲でお答えを申し上げたいと思いますが、その話は知名町を起点として6時に知名を出て、7時に与論に着いて、8時に沖縄の辺土名港に着くということで、11時までに沖縄の飛行場に着くということだそうです。そのことについては、行政はタッチしておりません。沖永良部もです。個人でされると、個人の会社でされるということです。協力はしないということは金を出さないということですね、町民としては非常に助かるわけありますし、協力できるものはしていかなくてはいけないと思っていますが、今のところその許可が出ているかどうか、まだその話は聞いておりません。一応は申請はしたはずです。

以上です。町は絡んでいませんので。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 沖縄との交流、あるいは南西諸島との交流について、私は大変重要ではないかと思っています。

それでは次にまいりたいと思います。

これまでに実施した誘客宣伝イベントについて、その成果を踏まえた上で、どのようにこの南国与論のイメージアップを図っていくかということですが、私は、与論にいる人は、なかなか与論の何と言うか周りしか見れないものですから、できれば島外にいらっしゃる方々から是非情報を聞いていただいて、日本から与論を見るという考え方、そしてまた社会から与論を見るというような観点からそういう発想の転換で、少しあいろいろなのが見えてくると思います。そのアイデアをどれだけ持っているかということで、皆さん一人一人が努力をするということになるのでしょうか、町長はどのように考えていらっしゃるかお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおりで、この島の地域のその場の中にいる人が客観的に、その島の良さとかいろいろな欠点とかを見るのは非常に難しい。これは昔から言われているとおりであります。

そういう点では、私どもとしてどういう点が与論の良さか、悪さか、直さなければならない点かというのは、主には旅行業者、直接お客様に携わっている方々からほとんど仕入れているのです。島にいらっしゃって住まわれているIターンの方とか、旅行者の方からも聞くのですが、具体的な内容についてはやはり旅行、交通公

社とか、いろいろな旅行業者の方々がその内容については詳しく知っているという点がございまして、それが多いのですが、専門的にいろいろな調査をしてもらったり、その良さを再確認したり、費用を使ってやるというので今度のルネサンス計画をやったのです。これは、明治大学の木村乃という先生が、この前もテレビに出ていましたが、あちこちで講演をされておられる先生ですが、その方を中心とした形で第三者的に与論の今までの、今までどういう形でどういう理由で観光が栄えてきたのか、今またこうして、苦しいめにあっているのはどういう理由でかというのをみんな分析してございます。そういったような方々の専門家の意見も聞きながら、今後また対応してまいりたいと考えています。第三者の目というのには必ず必要だと思っています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 私は黙っていても観光は伸びないと思います。ですから、与論からしかしかけていくと、攻めていくというですね、この姿勢がなければお客様はこないと思います。ですので、ひとつ是非努力をしていただきたい。そしてですね、最近はあまり聞いてませんが、ギリシアのミコノス島との姉妹条約を結ばれてから、今の、島との交流はどのようにになっているか、それをお聞きしたいです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） いろいろな面があるのですが、文化面では後で教育長のほうからお答え願いたいと思いますが、私ども最初の姉妹盟約をやったときには、与論からいって締結すると、そして10年後にはまた向こうからおいでいただきて10年の記念式典をやると、20年後はこっちから向こうにいって、またやるという10年ごとの交流を、式典をやっていきたいということで、姉妹盟約をしてきたのですが、それは20年までの10年の向こうからおいでになったのが19人で市長さん以下おいでになって、盛大にやったのですが、20年目はまた私、行政からは教育長と二人がいって、一般のほうから7人いかれて一緒にいったのですが、ただ30回目、30周年になりますと、向こうからこられるということになっているのですが、今の経済状況でどうなるかは定かではございません。

ただ、成果がどうなのかと言われても、それははっきり分からぬのですが、いろいろな面でギリシアミコノス島の姉妹盟約をやったのは続けていくべきであると考えています。

○議長（大田英勝君） 残り7分ほどになっています。時間配分をお願いします。

1番。

○1番（林 敏治君） 是非続けていただきたいと思います。

次にいきます。

防災対策についてですが、台風の大雨によりまして、いろいろな災害が出ています。床下浸水とか道路のかん水とか、一番原因のあるのは、私は側溝、排水の処理だと思います。排水溝などが一番原因になっているのではないかと思います。そういうことで、早急に整備をしていただきたいと日ごろ感じています。そういうことで、今後の対策はどうなっていますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃるとおりかん水については、水はけが悪いという、言い換れば水はけが悪くてやるわけでありますので、例えば畠地帯総合整備事業をやるときにはきちんとできるのですが、今まで生活してきた環境の中での排水というのは、地形の問題とかいろいろあります非常に難しいのですが、県、あるいは町においても、手遅れと言えば手遅れになる格好ですが、重要なところから随時やってまいりたいと思っています。それらは一括して全部やるというわけにはいきませんので、その災害を受けたときの緊急性とか、いろいろな面を考えて順位を決めてやっていきたいと、早急にやっていきたいと考えています。

今までそのようにやってきました。茶花の町もいつもそのたびに全部浸水をしていたのですが、それが完全になおったわけではないのですが、順位を決めて少しずつやってきていますので、財政が許す限りにおいて解決をしてまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） すみません、39分までです。失礼しました。間違ってました。1番。

○1番（林 敏治君） 是非、この道路については早めに整備をお願いしたいと思います。

それと、新聞などでも報道しているとおり災害救助法が適用されています。そういうことを与論町の町民に早めの説明と言いますか、文書での報告なりいろいろあると思いますが、どのような形でこの救助法を町民の方にお知らせするのかお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 早速私どももその会合を持ちまして、1人もれなく町民が周知徹底する方法でということで、文章あるいは放送、いろいろな形でやってまいりたいと思っています。もう打ち合わせは済みました。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） できれば早めに対応していただきたいと思います。

それから台風、大雨の影響によりまして、固定電話が使用不能になることがあります。町長は災害に強いまちづくりを計画し、「情報通信インフラは防災の

基本である」と述べられています。そういうことからこの台風時に固定電話が通じないというのが大変困っています。特に、携帯を持っている家族はいいのですが、しかし、1人暮らしから、救済しなければいけない人たちに連絡ができないというのがありますと、できれば停電のときにも電話が通じるようにしていただきたい。

それと、黒電話、この黒電話のダイヤル式というのが停電になんでも使えるのです。ところが、光ファイバーを導入したということで、これが使用できなくなってしまったのです。だからそのへんをできれば光ファイバーを導入したときに、できるだけ説明をしていただきたい、その黒電話というダイヤル式が使えないよということちゃんと説明をされてから導入すればよかったのではないかと、私はそういうふうに感じているところです。その点はいかがですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 光ファイバーを導入するときに、各集落を回りました、100ボルトの電源が停電になった場合には使えませんよということは説明を申し上げました。また、契約するときにもNTTのほうからそういった説明は行っています。

それと、黒電話につきましてはNTTの局所の電源が切れない限り使えます。最近NTTの新しいサービスができまして、災害時の通信手段確保ということで、与論町の20ヶ所の避難場所がありますが、そこにNTTのほうから施設設備の配線とか、そういうものはNTT持ち、それと料金もNTT持ちで、その端末の電話機だけは町で負担してほしいということで、こういった事業ができておりますと、先般打合せに見えています。

確かに停電したときに電話が使えないということは、非常に大変なことであります、これは今の段階では100ボルトの電源を使っている電話については使えないというのが実情でございます。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） できれば停電のときに使えるような通信できるようなシステムがあればいいというふうに感じているところです。

町長はどうお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の技術で今の光ファイバーの電話はできないというメーカーからの回答があるのですが、ほかに方法があるかどうかは、また今後調べてまいりたいと思っています。

また、災害も毎年ありますので確かに電話が通じないということは大変大きな問題でございますので、何とか解決できる方法があれば検討してまいりたいと、調べ

てまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 災害に強いまちにするには、やはり直ちに停電の時期でも通信可能なシステムにするべきではないかと思っています。

次に、防災行政無線のことについてですが、通常は通じています。ところが台風の時に個別受信機が電波が届かなくて聞こえないという所があちこちで聞こえます。この答弁書を見ますと何か、城集落については、簡易アンテナを設置してあるということでございます。そういうことを、その城集落だけではなくて、全戸にできればそういうアンテナを簡易アンテナを付けた方が、台風時には通信ができるのではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） この件は、23年12月15日付けで各戸にアンケートを取りまして、防災無線の状況を調べてまいりました。その中で城集落のほうが電波が届かないということでございまして、町長が答弁申し上げたとおり、電波が届かないという所については、アンテナを設置しています。

御指摘の件なのですが、台風時に無線が届かないということは、それはそういった状況もあったと思いますが、基本的には100ボルトを使用している電源でございますので、それは台風時には乾電池に換えていただくように配置するときに説明は申し上げていたところでございますが、そのへんが徹底していなかったのかもしれません、再度そのへんをまた徹底してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 私が言うのは停電の問題ではなくて電波の問題です。電波が台風時には届かないという、電波がこなくて聞こえないというのが実情ですので、できれば、その簡易アンテナと言いますか、屋根の上に設置できるようなそういうアンテナが必要ではないかと、要望でございます。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 電波が通じなくて聞こえないのか、そのへんをまた、再度専門家等に依頼をしまして、調査してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） ひとつよろしくお願ひいたします。

最後に、台風17号が接近していますが、皆様方に早急な対策を講じていただきますようにお願い申し上げまして、私の一般質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 以上で1番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時19分

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

8番、麓才良君に発言を許します。

8番。

○8番（麓才良君） これまで、3人の新しい議員の皆さんが非常に中身の濃い論議をした後でございますが、私もそれなりに頑張ってみたいと思います。

まず、このたびの重なる台風で、被害に遭われた皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。私どもも一日も早い復旧、復興に精いっぱい取り組んでまいりたいと気を引き締めているところでございます。

さて、このたびは選挙を踏まえて定数10人の新たな議会が出発をしたところであります。今回の選挙は、議会に対する厳しい目が向けられた選挙でもありました。私も同じ初航路の思いを肝に銘じて負託にこたえられるよう頑張ってまいりたいと思っているところであります。

一般質問に入ります。

私は、安心・安全な防災の島づくりと、文化と観光のまちおこしについて質問をしたいと思います。このことについては、既に論議が交わされてまいりましたので、できるだけ重複しないようにまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

まず第1に、安心・安全な防災の島づくりについてであります。

第1点として、台風16号がもたらした被害状況をどのように分類、分析し、その復旧対策を官民それぞれにおいてどのように計画し、具体的対策をどう講じていく考えであるかということでお伺いをしていますが、このことについては既にそれそれで進捗をしているところではありますが、一応申し入れをしてありますので、お伺いをしたいと思います。

第2点といたしまして、今回の台風はもとより、東日本大震災の教訓を受けて防災に対する町民の関心が大変高まっています。このことは、選挙期間中に町民の皆様からも声を聞かせていただきました。このことから安心・安全な防災の島づくりを島ぐるみで検討していくことが望まれているのでありますが、その方策をどう考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、第2といたしまして、文化と観光のまちおこしについてであります。

第1点といたしまして申し上げます。島の活性化の鍵の一つは、交流人口を拡大することであり、そのためにはオンリーワンの目玉づくりが必要であると考えます。オンリーワンの目玉づくりには、住民主体の原則、地域ぐるみの原則、風土調和の原則などを踏まえて町民一人一人が、または農業、漁業、教育、福祉などの各分野がからみあって島が一丸となって進むことが肝要であると認識をいたしています。

そこで、与論の海をメインとしながらも、島の風土、祭り、地質、地形等を整え、観光と結びつけたまちおこし、交流人口の拡大が望まれていますが、その対策をどう考えておられるのかお伺いをいたします。

第2点として、島ぐるみで取り組んでいく一つの例として申し上げます。海をメインとしたときに、その中でもダイビング、また特産品づくりとしてドラゴンフルーツ、与論献奉等をオンリーワンの目玉づくりに活用する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、1-1についてお答えいたします。

台風16号通過後の9月17日から18日にかけて全職員を動員し、災害調査を実施してまいりました。最終報告を受け、県においても速やかに災害救助法及び災害者生活再建支援法を適用していただいたところであります。

現在復旧対策については、関係各課で検討しているところでありますが、特に被害の大きいハキビナの海岸一帯については、国・県などとも連携を図りながら、検討していく必要があるものと考えています。併せて災害救助法及び被災者生活債権支援法にどのような支援措置があるか、支援のマニュアルを関係各課で検討しているところであり、まとまり次第早急に町民にも周知、災害からの復旧を図ってまいりたいと考えています。

次に、1-2についてお答えいたします。

今年は、大型台風が2度も続けて来襲しました。特に台風16号は64.8メートル、これは分遣所観測でございます。かつてない最大瞬間風速を記録し、本町全域に大きな被害が起きています。近年の異常気象により、今後もこのような想像を絶する大型台風の襲来が予想されること、また先般内閣府が公表した南海トラフ巨大地震も想定されることから、現在地域防災計画の見直しや、茶花集落を除く全集落の標高標示板の設置及び防災マップの作成を進めています。

また、これまで名瀬観測所と連携し、茶花校区を対象にした防災訓練も実施して

きたところですが、新装になった新防災センターを大いに活用しながら、安心・安全なまちづくりに鋭意取り組んでまいりたいと考えています。

次に、2-1についてお答えいたします。

御提案のとおりでありまして、与論島の観光の原点は自然の美しさと素朴な人情が都会からこられた皆様方に新鮮に映り、離島ブームと南の最果て性が自主を求める若者を中心に爆発的に波及したものと考えています。観光の目玉である海の再生には、より専門的な知識とその内側に住む町民一人一人の意識改革はもとより、それに伴う各種関連機関との連携、努力が必要不可欠であります。

失うことは容易ですが、一度失ったものの再生にはその数十倍の年月と労力、さらには多額の費用を要しますので、十分に検討を重ね推進してまいりたいと考えています。観光の原点に立ち返り、島全体をフィールドとした観光資源の発掘、見直しを図り、各種事業等を導入し、独自性を創造してまいります。

また、ホームページ等の一層の内容充実や携帯電話等の手軽に情報発信のできる個々の情報発信システムを活用し、与論島ファンの獲得を積極的に推進してまいりたいと考えています。

最後に2-2についてお答え申し上げます。

本町観光の最大の目玉は、限りなく透明な海と真っ白な海浜であり、シュノーケリングとダイビングは根強く高人気のメニューであります。ダイビングスポットづくりとして取り組んだ沈船あまみ丸や、海中宮殿等をより効果的に活用してまいりたいと思っています。

ドラゴンフルーツにつきましては、温暖な気候、水はけの良い土壌を好み、近年本町でも生産が盛んになってきています。形や色の鮮やかさから人気があり、国内では鹿児島、宮崎、沖縄県で生産されています。また無農薬栽培等が可能であることから、健康食品としても人気があるようです。近年、加工ジャム、ドラゴンフルーツなどがお土産品として生産されるようになり、他の品目とあわせ特産品開発に努めてまいります。与論観光のおもてなしでなくてはならない与論献奉であります。与論島ならではの飲み方であり、まさしくオンリーワンであります。その文化を心地よく体験していただくため、さらには地場産業の育成面からも観光の島としてのイメージアップにつなげていけるように接遇の必要性を感じています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 安心・安全な防災の島づくりについて重ねて申し上げます。このことについては、台風15号、16号ということで喫緊の大きな災害をもたらした台風によって、私たちも非常に身につまされているのですが、東日本大震災を受けた後に国民的に防災に対する認識というのが非常に各地区で高まっており、本

町においても特に若い世代の方々からそういう声があがっているというのを聞き及びます。

特に、もし災害があった場合に、どこに避難するのか、避難していったときにどういう態勢で、その避難所が運営されているのか、食料備蓄はどうなっているのだろうか、停電になったときの対応はどうなっているのだろうか。先ほど問題になったようなことが、きちんと整備されているのだろうかということについて若い世代が非常に疑問を感じておられるという話を聞きました。そういうのを踏まえながら、このことについてお伺いをしているのですが、この安全・安心な防災の島づくりについては、論議を通じてお分かりのように、この安心・安全な防災の島づくりをまちづくりの中心に据えていくと、いろいろな分野がからみ合ってきます。からみ合わないと、この安心・安全な防災のまちづくりができないということになっています。そうすると、今私たちがつとに求められています紺の更生というのか、以前あった紺をより強くしていく方策はないものかと、時々論議をするのですが、この町民の心を一つにしていくという新しい紺の創造ということにも結びついてくるものだと思います。

そして、もとより、子供たちに安心を与えることができます。

そして、このような安心・安全な島であるということが、内外にPRされると、これが先ほどからありますように、交流人口の拡大活性化にもなってくる人口の増加の一因にも引き金にもなり得るのではないかと思います。そういうのを踏まえて、質問をさせていただきたいと思います。

まず、災害の対策画面からでありますが、今回の台風15号と16号によって、15号のときには主に風と雨が大きな災害をもたらしました。今回は風と波か、そういう関係ではないかと思います。そうすると、先ほどの雨のときには、先ほど林議員からもありましたように、各地区におけるかん水の問題がありました。人家へのかん水、耕地のかん水、いろいろなかん水の状況が各地区で見られたのであります。これに対して、大きなものについては、単独で事業導入ということで対応ができるますが、それぞれに小さな分野については、なかなか事業措置というのが難しい状況であります。ところが災害があったときには、対応をしなければできません。そこで、前にも申し上げましたように、これらの各地区での災害の状況をつぶさに検討をされて、事業化するために、その集約をしていく、以前行われました中山間地域総合整備事業などの一つの事業導入の形にできないか。一つの災害対策、安心・安全な防災の島づくりという大きな枠の中で一つの耕地災害に対する対応はこうしましょうやと、それについてはポイントポイントが、ここ、ここ、ここに似たような状況があります。これを一つにして、こういう形の事業推進はできませんか

というような形で一つの事業化にしていく。そうすると、その先ほどありました暗川（くらごう）についての整備とか、沈砂池についての定期的な整備とか、そういうのが出てまいりましたが、先だって15号のときにこういうことを聞かされました。従来ある沈砂池が、非常に容量が小さくて、大きな雨のときには対応しないと、そこでその沈砂池を広げていく考え方、容量を広げて対応していくという考え方はどうだろうか。その容量を広がっていくときに、道路付きにその沈砂池を広げていく考え方はないのか。そういう形での対応ができないかと、これは地区によってはそういう対応が可能なところもあるでしょう。そうすると、いろいろな形で対応の仕方が出てくるでしょう。そういうのをまとめた形で一つの事業化にしていくという発想を持っていけないかということあります。

これは前にも少し論議をしてありますが、改めて御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもは、もう宿命と言いますか、毎年毎年この台風に見舞われているのですが、なかなかいくらきても大丈夫だというまでの整備ができなくて、非常に残念に思っているところがありますが、ただ年々その台風対策をしながら少しでも前に進もうという思いで今までやってきています。

今、議員がおっしゃいました総合的なまちづくりの中で、その安心・安全の基準を設けた形でのいろいろな、排水面はもちろんありますが、それができないかという大きな事業計画については、今後検討させていただきたい、調査研究をさせていただきたいと思います。

ただ、今度の15号台風のときに、前評判が非常に大きな台風ということで、60年ぶりの台風ということで島民あげて心配をしながら待ち構えていたのですが、その前評判に対して、被害が少ないと言いますが、風の強さが少し弱かったという面がありまして、16号台風が発生して襲来するというときに、前あんなに騒動したのに、今回もまた同じではないかという声が大分ありました。それをどういうふうにして打ち消すかというので、大変だったのですが、したがいまして、避難のほうも最初14人だったか、最初14人しか集まらなくて、これは大変だということでやったのですが、どういうのがくるか分からぬのが台風でありまして、今後私どもとしても、まずはけががないようにということを中心として、そして、できるだけその被害を受けないような対策をしていくということを町民に呼び掛けて、前もっての段取りをしてまいりたいと考えています。

今度の一番の救いは、けが人を1人も出さなかつたというのがせめてもの救いで、このことは徹底してやっていかざるを得ないのではないかと、やっていくべ

きだと思っています。

それと、もう一つは15号での反省の中で、いろいろと16号に対する何と言いますか、対応を考えてございます。その一つの例といたしましても、すぐ台風だと砂美地来館ということで安易にやってきた点がありますが、15号の中での指摘の中で、本当に安全なのかという点検もきちんとやるべきではないかという意見もございまして、また1軒だけで済む問題ではなく2軒も3軒も避難場所をやるべきではないかという意見もありまして、いろいろな勉強をさせられた点もございます。今回の17号に対してはいろいろな角度から、対応してまいりたいと準備をしているところであります。

それとあともう一つは、夜食と言いますか、食についてであります。今のところは町として夜食を出すということはしないと、何日か長くなればこれはやらないといけないのですが、2、3日の台風の中ではもうこの人にやってあの人にはやらないでというふうなこともできないということで、一応はやらないということで話し合いをしてございます。しかし、時と場合によって、どうしても必要だということになればまた考える必要があるかと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 事業化等については、それぞれまた十分検討をして進めていただきたいと思います。

重ねてお伺いをいたします。提言の形でお伺いをいたしますが、今町民の中からもこういう声がありました。公共施設の便所の件です。例えば、災害等で避難したときに、今の公共施設の便所の在り方では、特にまず絶対的に言えるのは数が足りないということ。それから、女性用が少ないということ、それから洋式がないのでお年寄り、また身体の不自由な方々が不便を来すということで、公共施設等においては、いざいかなるときに万が一にあったときには、第一に避難場所ということも想定されるところですので、是非そういうものも念頭に置きながら便所の改修、また新しく施設をつくるときには、そういうことを念頭に置いていただきたいと、便所の数をできるだけ増やす、女性用の割合を増やす、洋式を取り入れる。そういうことを検討していただきたいということあります。

こういうふうに話をしますと、先ほど申し上げました防災のまちづくりということを中心に進めていくと、いろいろなところがからみあってくるという、そして事業化を進めていくって県や国にお願いしていくときに、この安心・安全な防災のまちづくりということにからめてすると一つの事業の形態が分かりやすく見やすくなつていくので、受け取る側でも納得しやすいのではないか。

また、町民の方々も理解をし、協力をしやすいのではないかということで、大きな枠の中でまとめ、からめ合わせていくという考え方を申し上げているところです。そして、先ほどの電源が切れたときの携帯が通じないとか、電話が通じないとかということで、情報の伝達安否の確認というのが非常に問題になっていますが、このことについては、やはりどうしても近隣の方々のフェイス・トゥ・フェイス、向こう三軒両隣と言われた、あの感覚というのが、どうしても今後必要になってくるので、どうしても自治公民館の小組合とか、そういうこれまである組織をもう一度更生をしていく、そういう流れの中できっちりと見直していく、そのことによって新しい絆を生み育てていく。

今は、どちらかと言えば新しく島外からお見えになった方々は、いや私はいいですということで、一つの地域の組織の中に入らないという傾向がありますが、ここをどうしても防災という安心・安全な島づくりという観点から、是非御協力をお願いしますということですれば、これまでの観点と違った観点からの一つのつながりができるてくるのではないかということあります。

そして、この地域で見守る、地域で対策を練っていく、その中に是非中高生、特に高校生の担い手としての役割を検討していただきたい。先ほど青年団の話もありましたが、青年団と一緒にやってできる年代が高校生の年代であります。是非与論の高校生がこの地域において、一つの大きな社会活動の役割を担って、その中で特に災害とかそういうときにおいて、こうするのだ、ああするのだという知識も学びながら与論から巣立っていってほしい。そうしたときに都会に出ていったときに、この子供たちがどういう形で都会で頑張っていくんだろう。今までになかった私たちの与論からの子供たちの島立ちということから考えても、是非これは実現をしていく方向で、私ども検討していこうではありませんか。

そうすることによって、子供たちがきちんとした背骨を持った形で与論から旅立っていく。それで各地域において、もし万が一何か事あったときには、その地域の中ににおいて一つの役割を担っていけるような子供たちができるのではないか、そういう思いをいたします。このことについては、教育長にお伺いすると管轄が違うということで言われるかも分かりませんが、いやこれは、島の子供たちのことですので、是非教育長の御見解をお伺いさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） ありがとうございます。確かに災害のときは、もっぱら大人が子供たちを守るという立場だけを考えておりましたが、やはり高校生、あるいは青年団みずからがそのような防災対策、対応ということを体験することによって、まさに将来生きていく力が培えるのだろうということを改めて感じところでござ

います。今後検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） それから、停電による断水、このことは災害のときには覚悟しなければならない問題であります。断水になったときに二次的にどういう対応ができるかということも考えていかなければならないことだと思います。その提言をいただいています。

これは今、私たち与論の中には各地区に井戸があります。これを各個人で使われているところもたくさんありますが、このいざ災害とかそういうときの対応に使おうということになると、いきなりどういう水か分からない状況で使うということはできませんので、災害に対応できるような、そういう井戸等については、把握をして、そして、その井戸の水がどのような水であるかというのを検査をしておいておく、これを地域マップの中に入れておくということにすればどうだろうかということですが、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、前にも言われたのですが、これは与論町が定期的に町の水道水を点検していますので、各井戸を持っている方々の協力を得て、検査をすることは十分に可能でありますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 情報の伝達の件で少し大きくなり過ぎるかも分かりませんが、これは聞くだけにおいても結構だと思います。

近隣の特に沖縄の放送局あたりと普段から綿密に連携をとっていて、そういういざ与論でこのような災害が発生したときには、そのラジオ放送とかそういう中で与論の情報ということで、ピンポイントあたりで入れてもらえるような、そういう関係を構築しておくことも大事ではないか。こういうことについては、民間のいろいろな方々のそういう交流等もあるうかと思いますので、そういう方々等のお知恵もいただければいい方向に進んでいけるのではないかと。また、このことが先ほどから話が出ています沖縄と与論との観光の関連にも大きな支えになってくるのではないかと思います。

次に、観光関係について、お伺いをいたしたいと思います。

一つの例として、ダイビング、ドラゴンフルーツ、与論献奉をオンリーワンの目玉づくりということで挙げてありますが、これは具体的に一つの例ということで表示をいたしました。なぜこうしたかということなのです。というのは、得てして総論賛成各論反対ということはよく言われることですが、目玉づくりというのは、そ

れを抽出して、光をぱっと当てて目立たせないと目玉づくりになりません。そうすると、しばらくの間は他のものが少し影になるところも出てくる。光が若干弱くなるところも出てくるのです。そうすると、こういうものを進めようとするときに、私のところもこの分野もということで、お互いに一緒に全部でいこうやということになりますがちなことです。ですから、目玉づくりというのは、言うはたやすいのですが、実際に行うということになると、特に行政であり、我々議会の立場とすると、非常に一步引く面が出てくるのです。ところが特に観光において、これから与論がぱっと一歩スタートダッシュを効かそう思ったら、このようなメリハリのある目玉づくりというのがどうしても必要になってくると思う。私は、この場を借りてどちらかと言えば、町民の皆様方にもこういう目玉づくりのときに、よし今回はそういうことであれば、そのことについて、我々もある程度納得をし、この期間はそれに向かって我々も協力しようではないかと、こういう考え方が私ども与論町に求められているのではないかと思います。そういうのを踏まえて、なぜ私がダイビングであり、ドラゴンフルーツであり、与論献奉であるかというのを出した理由を少し申し上げてみたいと思います。

与論はどうしても、今、売るとなれば海がメインであります。海ということでも大ざっぱになりますので、その中で抽出してダイビングということあります。もちろん私はダイビングはしませんが、話を聞き及んだところからの話であります。非常に年代層が幅広いということです。そして、ダイビングについては、私たち与論町では、かりゆし計画等での巡視船あまみ丸の沈船、それから海中宮殿等での結婚式ということで、他の地区に先んじた面があります。しかしながら、これがその企画をした当初は、全国ネットでぱっと全国に広がっておりますが、その後がどうしても尻すぼみになりがちな面があるのは否めないところであります。

そこで、このダイビングにスポットを当てていくときに、これまで蓄えて蓄積をされてきた巡視船あまみ丸とか、水中宮殿とかあたりももう一度ピックアップをして当てていく、例えば巡視船あまみ丸の物語あたりをつくっていく。

例えば、ここの副町長はその物語をつくるには、副町長なくしてその物語はできないのです。あの当時のあの絶妙なあの采配ぶり、ちょっとしたピンポイントの物語、こういうのを一つの物語にしていけば、あの巡視船あまみ丸というのが非常に大きくピックアップをしてくるのであります。そして、40メーターのところになぜ沈潜させたかと、そういうこともリピーターを呼ぶための40メーターであったのであり、そういうこともきちんととらえていけば、非常に巡視船あまみ丸、このダイビングというのが他の地区に比べて与論の目玉としてとらえていきやすいのではないかということあります。

それから、ドラゴンフルーツですが、ドラゴンフルーツの特性については、最初の御答弁にありましたように、私たちが気づかないようなところで、よく見ると島にあった特性をこのドラゴンフルーツというのは非常に持っているのではないかと、値はしないのだが、非常に収穫期は長いと。そして、収穫作業がそれほど集約的な形にならないということで、わりと兼業的にも向いている。また、ここにある答弁の中にもありましたような特性があるということ。そして、いろいろな加工品に今島の中でも頑張っておられるということでいろいろな面に兼用できるということ。

そして、もう一つはあの花です、花。見事なあの花を使えば、あの花の昼じやなく夜咲く花見を、ドラゴンフルーツの花見を満月の夜にいっぱい咲いているあの白い花を見て、そこで一献乾杯をしながら与論献奉をぐっと、ましてはそれがドラゴンフルーツのワインだったらなおさらです。あまり言うとまたあれです。

それから与論献奉、このことについては、長短言われているのは御存じのとおりですので、その長短は抜きにして、是非この与論献奉と一緒に世界の酒の文化を与論に集約をしてみたいと、その世界の酒の文化の中に与論献奉というのが、どういうところに位置されるのか、そういうのが一目瞭然に分かるように、与論にそういう形が整えば与論献奉の価値がまた一段と上がるのではないだろうかと考えます。

そういうことで、いろいろ申し上げましたが、最初申し上げましたように、目玉づくりをしようということになると、どうしても町民の方々の御理解をいただきなければなりません。この点について、町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、議員のお話を聞いていて、非常に夢がわいてきたような感がしています。ドラゴンワインというのは考えたこともなかったのですが、本当に実現できれば非常に嬉しいなという思いです。可能性を求めていろいろな角度から検討させていただきたいと思います。一生懸命頑張りたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 文化と観光のまちおこしなのですが、今新しく展開をしていくことによって新しい文化が生まれるという要素もあります。

それとまた、先人の築いてこられた文化で、今私どもが引き継いでいる文化もあります。また、今は先人の築いてこられた文化というのが眠っている文化もあります。そういうものをいろいろ引き出して観光に結びつけていく、要するに学ぶ、楽しむという要素を入れていくというのが、これから大事だと言われています。

そこで、もう一つ私たちが目を向けていただきたいというのは、先だって総務課の関係で琉球大学のほうでジオパークの説明会をいただいたのですが、ジオパーク

の構想というのが私ども与論に非常に大事なものではないかと思います。要するに、同じような地質であり地形をもっている地域を一つのくくりにして、そのいろいろな生態系を守りながら楽しむ、そして学んでいくというそういうものをしながら、地域おこしに結びつけていくというのが、ジオパークの根幹であるというふうに話されました。そうすると私どもの与論がどこと結ばれているのかということになると、沖縄の本部、今帰仁村から国頭のほう、そして与論と、同じような地質、地形になっているということで、これを進めていくと沖縄との結びが出てくるのです。そういうことで、こういう新しい構想というのも是非取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先般、議員と一緒においでになった先生（尾方隆幸琉球大学准教授）のお話を聞いて、また実際に与論に入れ込んでいる姿を見て、非常に有り難く思ったのですが、与論の観光の資源というのはよくよく考えてみると、沖縄と比較しても非常に制限されている面があって、今後はやはりそういう文化的なものが一番大きな資源になっていくのではないかと思っています。

そういう点では、今後また先生方の協力を得ながら、続けていく必要があるのでないかと思っています。

[麓才良君「総務課長から何か」と呼ぶ]

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先生は今、東北地方大震災のボランティアで東北地方のほうにいらっしゃいますが、また近々本町に見える予定になっているようございますので、関係者一堂に会しまして、今後の対策をまた検討してまいりたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） それから、今、魅力ある観光地づくりで、今度は梶引とか、のろし台の遠見台跡とかの整備を進めていきますが、観光課長も申しているように、従来あったような施設を入れるのではなくて、その地域に合った、その地域の風土を壊さないような整備の在り方、そういうのも是非地域の方々との知恵もいただきながら、進めていったらどうだろうかと、これまで私たちが進めてきた整備の在り方というものをここで今一度反省をしながらどのようにして、先人が営んできたかその様を生かしながら、今後案内しやすいようにしていくかということ。要するに先人の営んできたそこを一つの大きなポイントとして残しながらどのようにして、そこにアクセスをつないでいくかという流れの中で、やはり地域の方々とも十分に論議をしていく必要があるのではないかと思います。

私たちは、私の地元で私も推進をした立場ですが、ヒドフからの遊歩道には大変頭を悩ませていますが、あれももう少し私たちがそういう見る視点を変えてみていたのであれば、もっと私たちも提言する私も違った形で当局のほうにもお願ひをし、当局のほうも違った形をつくることができたのではないかということで、今、私は反省をしながら申し上げているところです。是非、今回せっかくの機会ですので、そういう方向に検討していただければと思います。

いろいろ私がお話を申し上げたことについては、これまで本日もたくさんの方々が論議をつくされてきたところであります、最後に申し上げておきたいのは、安心・安全な防災の島づくりについて、このことを柱に据えていくと、いろいろな分野がからみ合ってくると。そして、新しい絆が生まれてくる。これが本町のこれから一つの方向づけになる柱となり得るものではないかと思います。

そうしてと、論議をしていくと、各部署部署でみんな違ってまいりますので、是非そういう柱だけをするプロジェクトチームあたりでも、官民でつくって柱を立てて、それをまた各部署で取り組んでいくというようなそういう出発をするためのチームをつくったらどうだろうかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の御提案の件については、今まで考えたことがなかったのですが、官民で一つのチームをつくるということについて、やるとしたら初めてのことになると思いますので、いろいろ検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 島づくりは、私ども議会と行政が一つの役割を果たすのですが、主役は町民でありますので、大きなことを進めようというときには、やはり町民の皆さんのが主体的にそこの中に入ってきていただいて一緒にになって自分のことということで、提案をしていくというような、そういう場が必要ではないかと思うところです。ものが大きくなればなるほど、町民の方々のそういう気持ちというのが、大衆は大知という言葉がありますように、多くの方々は大きな知恵をたくさんの中恵を持っているということだそうですが、是非それを私ども与論の中に生かしていくような方向で島づくりに向かって進めていければと思います。

今後、災害というのは、いろいろな形でやってくると思いますが、私どもはできる限りの対策を練って、それに対応していき、そして安心・安全な島づくりであるということが大きな力となって、また対外的にもそれが一つのバネになって、いろいろな形で交流人口が増えていくように祈念をしているところであります。

そういう思いを持ちながら、私の一般質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

[「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 8番、麓才良君の一般質問を終わります。

次は、6番、供利泰伸君に発言を許します。

6番。

○6番（供利泰伸君） 平成24年第3回定例会において、先般通告いたしました一般質問を行います。

1 災害に強い島づくり対策について

台風常襲地帯である本町においては、暴風雨に耐えられる安心・安全な家づくりの必要性が痛感されるが、本町を鉄筋コンクリート造り家屋に対する固定資産税率を引き下げるこことできる特例地区にするよう県に働き掛け、その制度化を図り、災害に強い島づくりを進める考えはないか伺います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えいたします。

御指摘のとおり、本年は大型台風が2度も続けて襲来しました。特に16号は64.8メートル、これは分遣所の観測でございますが、かつてない最大瞬間風速を記録し、本町に甚大な被害をもたらしています。このような被害状況を目の当たりにして、安心・安全な家づくりが必要であるとの御提言は誠に的を得たものと考えています。

なお、御提言の鉄筋コンクリート造り家屋のみの固定資産税の引き下げが可能かどうかについては、特区制度も合わせて検討してまいります。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 町長の答弁があまりにも明確で、正確でありまして、質問は難しいことありますが、ここにきたからにはすぐには引き下がれませんので、ひとつしばらくつき合ってください。

今回の被害に災害に強い島づくり対策について一般質問をさせていただきますのは、本町はもちろん台風常襲地帯であると町民が認識しながらも、また、町民もみんな暴風対策もしています。それにもかかわらず、今回の台風15号、そして16号の被害があまりにも莫大なものと認識したからであります。原因是、台風の進路、そしてまた通過する時間帯、そして地球温暖化の影響もあるものと思われますが、年々台風というのは大きくなっていくような気がしています。

その中で、町執行部の調査によりますと、家屋も20件、そして非住宅も69件と非常に大きな災害が出ているのですが、飛ばされたところの屋根はほとんどがトタン屋根であり、そしてまた、このことから考えてもやはりいろいろな形で町民の声を聞きますと、小さくてもいいからコンクリートで小さな安心して台風が過ごせ

るような家が欲しいということをこれまでよく聞かされましたので、こういうことも勘案しながら、ねらいというのは、どうにか固定資産税の特区と言いますか、そういうのもできないかというのが本音であります、それはあとで町長に伺いたいと思います。

もちろん、住宅づくりでは、つくる人の経済力、そして考え方、その家屋を何に使うのかという目的によっていろいろ違ってくると思いますが、その中で今回は町長が考える安心・安全な家づくり、そして公共施設についても今回のこと踏まえてどのように考えられて、今後はどのような指導をされていかれるか、町長の見解を伺います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今まで何回もくる台風に対しての災害を見るたびに、この家屋、何とかならないかという思いはずっとしてきたのですが、私もそうですが、台風を考えて実際に自分の家を造ろうというときに、やはり長い年月支払う固定資産税の問題を一番先に考えると、なかなか前に足を踏み出すことができない状況にありました。この固定資産税を何とかできないかという発想は、初めて受けまして、非常にああそういうことを考えるべきだったなという思いでみたのですが、申し上げましたとおり、特区ということもありますので、是非、頑張ってみたいと思います。

それと、今度の17号については、瞬間最大80メートルとまで言われたぐらいで、これが本当にだんだん台風の発生の場所が上に上がってきていますので、将来はゆくゆくはくる可能性はゼロではないと、可能性は十分にあるということも考えたときに、まさに議員の今質問されたことについては、真剣に検討するべきであると考えています。今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） このことは、ただ1回だけ払って済むという問題ではありませんので、今、町長が申されました長い間年月をかけて支払う税金でありますから、是非そのところは、私もそうですが、いろいろ考えてほしいものがあると思っています。

ところが、問題はただ家屋だけじゃなくて、いざ災害というときに先ほど麓先輩もおっしゃってましたが、その避難場所の問題もあるように今回は見受けられました。例えば、場所が砂美地来館だけということに限定した場合、例えば風向きによって、今回は最初は東風で、次は南の風に変わったのです。ちょうどその時間帯にうちの妻がちょうど老人ホームの施設に勤めている関係上、老人の方々がいらっしゃるということで車で仕事に出たのです。そのときに、横風を受けまして車ごと飛

ばされたのです、そういうことを考えた場合、ただ砂美地来館の1軒だけでいいのか。また、各集落の安全な公民館、例えば那間校区だったらある程度低地にある公民館。そして、そういう風のあまり当たらないところの公民館という、公的な施設も避難場所に確保しておかないと、ただみんなが砂美地来館というだけでは風の向きよっては絶対避難できない方も出ると思うのです。だから、そういうことを考えて、そういう各場所に風の向きとかいろいろ勘案して、避難場所もつくっておいてはどうかと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まさにおっしゃるとおりで、15号の反省の真っ先に出てきたのがそれでございます。実際17号に対しては、まず第1に砂美地来館の天井と屋根を業者にお願いして全部点検しました。

それで、大丈夫だということでございますので、まず第1は体育館、砂美地来館、第2が防災センターと、それから福祉センター、そして第3が茶花小の体育館、そして各自治公民館と中央公民館も検討したのですが、中央公民館のほうは前のほうの一つの古いほうの建物が非常に危ない状況でございまして、窓をいつ吹き破られるか分からぬ。そういう懸念もありまして、中央公民館は、今のところは省いています。それと、各自治公民館のことも検討したのですが、避難場所がすぐ横が窓ガラスで全部雨戸がないのです。何と言うのか、雨戸がないものですから、結局自治公民館は無理なところがあるということで、これだけに今決定をして順番を決めて、その段取りをしてございます。

それともう一つですね、今後の先ほどもいろいろ麓議員のほうからトイレのことについて、御提案があったのですが、公共施設はできるだけ引き戸にしようと、台風の避難場所になっている場所で、開閉で非常に今度危険な目に遭っていますので、全部引き戸にしようではないかという話し合いをしてございます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） このドアではなくて、引き戸というのは大変重要なことだと思います。今回、台風の時間帯が昼間ということで、非常に不幸中の幸いではなかつたかと思います。もし、これが夜で停電だったら大変なパニックになっているところがありました。というのは避難をしなさいということで、避難は家から家族で出ていたのです。ところが目的地まで着けないので、途中の公共施設の壁に隠れて、台風がある程度通過した後、車が走れるようになったと、その後で帰ってみたら家は大丈夫だったと、そういう事例もあるのです。

だから、私が言っているのは、避難場所にしても安心・安全なというのは横に窓

ガラスがあつたりとかして、物が飛んできたときに、狭い施設はすぐ直接本人に当たる可能性もあるのです。そういうところも勘案しながら、やはりある程度スペースもあって、今の話みたいな雨戸があつて、ドアもなるべく使わないという、そうでないとドアというのは絶対風が強いときは、開けられないのです。車のドアは絶対開きません。だからそういうことも考えて、ある程度避難場所として設定する時は、裏口があると、風当たりの反対側から必ず出入りができるような場所を考えて、それを指定場所にしてほしいと思います。

今回、私もかなり住民の方に怒られましたが、君たちは危機管理があるのかと、怒られました。個人的にですが、島の南の地区にいきますと、とんでもない苦情も出てきまして、私も一般質問を書くのがやつとでしたが、本当にそういう状態で、今回の被害だけは本当に自分で、これは見たことがない光景を見ましたので、本当に自分でも恐怖を持ちながら申し上げているのです。

ひとつそういうふうに、避難場所については、災害対策本部も設置するのですが、ちゃんと見て、ただ1ヶ所ということではなくて風向きによっては場所もまた考えてみる必要があるのではないかと思います。

どうですか、町長。やはり砂美地来館だけですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 現在計画している避難場所については、全部で21ヶ所一応考えています。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 21ヶ所は全部公共施設ですか。

[川上政雄君「はい」と呼ぶ]

○6番（供利泰伸君） はい、分かりました。

それでは、今度はまた本題の方に入ります。木造建築は、税務課のほうでたぶん審査しますよね。コンクリートは大島支庁のほうでやっているのですが現在、どうですか。

○議長（大田英勝君） 税務課長。

○税務課長（野田俊成君） はい、おっしゃるとおりです。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） はい、分かりました。

今月の25日付けの南海日々新聞によりますと、与論町の学生を支援するということで、独立行政法人日本学生支援機構においては、台風16号による災害で与論町の学生に緊急支援用奨学金減免返還、そして返還期限の猶予、また九州電力においては、電気料金などで特別措置をとると発表しております。大変これは九州電力

には敬意で申しますが、有り難いと思っています。

奄美大島、特に奄美大島、与論ですね、我が与論も含めて台風の常襲地帯で、毎年何回か、3回ぐらいは起きます。起こるものと思わなければなりません。また離島では、物価面でもいろいろな建築資材面でも割高になっていますが、このような状況ですから、今回で奄美大島、そして与論も含めて3年連続で災害救助法も適用されていることだろうと思います。

だからそういうことで、これはただ与論だけの問題ではなく奄美全体の問題として、国とか県に強く出していく必要があるのではないかと思います。そこで、もちろん、これは税金のことですが、基準財政収入額ですね、算定の基礎になる税率となることも踏まえて、これは難しいと言ったら、税金だから難しいと言ったらもう終わりなのです。全く質問する必要もありません。だからそこを台風常襲地域ということで、どうにか一つの枠を乗り越えることができないかというのが私の考えなのです。制度化できないかというのが、そこで町長は、これは大変な仕事なのです1人だけでやるというのは。そのところをどのようにとらえて、考えておられるのか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 特例というのを単独の地域でということになると、非常に難しいところがあるので、これは各島の首長さんと相談して行動を一つにしてやっていく必要があるのではないかと思います。こちらのほうから今度の会合で出して、またいろいろと検討を今後の対策について検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） これは非常に有り難い返事でございます。とにかく、ここまでくどく言うのは、固定資産税の特例地が制度化されれば、災害に強い家づくりもできますし、今後またこういうことで家づくりをする人も増えていくということです。特に、沖縄の離島あたりが、大東島とかあちこちいって見ますと、とにかく台風の常襲地帯ということでほとんど木造の家屋というのはつくっていないのです。特に南大東島は必ず台風がくるという所ですから、そういうのを想定できている家屋でございますから、とにかく税率が高くて出費がかさむということは、それはそれで家づくりをあきらめている町民もいると思われます。

現状も考慮しながら、とにかく条例がというのですか、国も与論町の条例も、それも分かっていますが、その分かっている枠を今町長がおっしゃられた大島郡の首長会でも取り上げてとにかく検討して、その税が下げられなければどういう形ですかという、その次のことを考えていただけないものかと思っての質問でございます。

また、木造建築に比べてコンクリートの査定が高いというのも、これは今話を聞きますと、コンクリート造家屋の査定は大島支庁ですよね、そうですね。

そこでやっているのですから、奄美の首長がいろいろな形でお話をできれば、もしかしたらできる可能性もあるのではないかと思ってこういう発言をしているのですが、南町長の腕の発揮するところですがどうですか。

○議長（大田英勝君）　　はい、もういっぺん決意を町長。町長。

○町長（南　政吾君）　　今の県議会の議長が、大島支庁長が、私どもの台風常襲地出身でありますので、そういう点をまた御理解いただけるのではないかと相談をしてみたいと思います。

[供利泰伸君「はい、分かりました」と呼ぶ]

○議長（大田英勝君）　　6番。

○6番（供利泰伸君）　　今回の15号、16号の災害救助法の適用を受けて、九州の財務局も鹿児島財務事務所も各金融機関や生命保険会社に与論町の被災者に金融上の措置を適切に講じるよう要請しているようあります。また、総務省の鹿児島財務事務所も災害特別総合行政相談所を開設する方針で、税金の減免制度などの説明もされるとのことです。その前に先ほど林議員からもありました本町の取組もまず大事だと思います。まず被災された方々に、災害救助法の正しい理解と言いますか、説明をしてその方々をどのような形で救済するのかというのも一つの本町がすべき点だと思いますが、その点をどのような方法でなされるかひとつ伺いします。

○議長（大田英勝君）　　町長。

○町長（南　政吾君）　　その件は先ほどもお答えしたのですが、文書できちんとした形で各戸に全戸に配りたいと思っています。そして、その間に放送等でも連絡をしてまいりたい。これは私は知らなかつたという言葉が出ては大変なことになりますので、その点は徹底するように指示をしています。

以上です。

○議長（大田英勝君）　　6番。

○6番（供利泰伸君）　　今の災害救助法に関するそれは徹底して周知してもらいたいと思います。

私もよく組長も経験していますが、その文書だけで回しますと、見てないと、いろいろな広報を出しても見てないと、後から言われてももうどうしようもないのです。ですから、これはただ文書で流すだけでなく、やはり例えば行政無線を使って周知徹底を図るとか、該当する方々は必ず出てくださいと、いってくださいとそれぐらいの周知徹底をした通知が必要だと思いますので、こういう小さいことまで言いましたが、ひとつそのように要請しておきます。

もうあまり、林さんも頑張りましたし、麓さんも頑張りまして言うこともあまりないのですが、最後に災害に強い島づくりということで、いろいろな話をさせていただきましたが、今度はやはり台風常襲地帯との認識は持っているもので、いくら私たちが暴風対策をしても台風対策をしても絶対自然には勝てないです。いくら僕がやっても絶対勝てません。だから、そういうのが現状でありますから、年々また台風も大型化していますし、今まで考えられなかった状態が今起きています。だからそういうことから考えても、また今回の海岸線のあまりの変わり方を見ますと、本当に50何年間自分も生きてきた人間ですが、初めての光景なのです。この南側の海岸線を見たのは、だから災害に強い島づくりと言っても、いきなり私たちだけでできる問題ではないと思います。だから、できないところを国や県にもお願いして、是非とも災害に強い島ということで、沖ノ鳥島でも、あんな小さな岩礁の島にコンクリートを流しているぐらいだから、それができないことは絶対にないと思うのです。

だから、そういうふうに全部で力を合わせて取り組んで、そういう防災機能の高い島がつくれたらと思っています。

一般質問にはちょっとなりませんが、そういうことで今後南町長を先頭にして、みんなで先ほど言った国・県にも働き掛けて防災に強い島づくりとして、海岸線にも配慮したそういう島づくりができたらなと思っていますがどうですか町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 頑張ってまいります。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） まいりました。また、引き続き台風17号も続いているようございます。またこれも大きな台風ということで非常に心配しているところでありますが、今回15号、16号と被災された方々にお見舞い申しながら、また今度の17号が進路はそれないでしょう、恐らく今の進路ではですが、被害が少しでも小さくて、小さくいい止めるように祈念しまして一般質問を終わりますが、みんなでとにかく災害に強い島づくりを目指していきましょう。

終わります。

○議長（大田英勝君） 6番供利泰伸君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、10月1日本会議がありますが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後4時32分

# 平成 24 年第 3 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 24 年 10 月 1 日

平成24年第3回与論町議会定例会会議録  
平成24年10月1日（月曜日）午後3時20分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 認定第 1号 平成23年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について  
第2 認定第 2号 平成23年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について  
第3 認定第 3号 平成23年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について  
第4 認定第 4号 平成23年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
第5 認定第 5号 平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
第6 認定第 6号 平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
第7 認定第 7号 平成23年度与論町水道事業特別会計収入支出決算認定について  
第8 陳情第 9号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）  
第9 陳情第 7号 平成24年度表層魚礁緊急設置補助事業についての陳情（環境経済建設常任委員長報告）  
第10 陳情第10号 イヌパ線（仮称）改良舗装整備についての陳情  
第11 発議第 4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか2人提出）  
第12 議員派遣の件について  
第13 閉会中の継続審査・調査について  
　　総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 林 敏治 君 | 2番 高田 豊繁 君 |
| 3番 町 俊策 君 | 4番 林 隆壽 君  |

5番 喜山 康三 君	6番 供利 泰伸 君
7番 野口 靖夫 君	8番 麓 才良 君
9番 福地 元一郎 君	10番 大田 英勝 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（14人）

町長 南政吾 君	副町長 川上政雄 君
教育長 田中國重 君	総務企画課長 元井勝彦 君
会計管理者兼会計課長 佐多悦郎 君	税務課長 野田俊成 君
税務対策監兼収納対策室長 池上成孝 君	町民福祉課長 沖野一雄 君
環境課長 福地範正 君	産業振興課長 鬼塚寿文 君
商工観光課長 久留満博 君	建設課長 山下哲博 君
教委事務局長 竹沢敏明 君	水道課長 池田直也 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷 君 係 長朝岡芳正 君

開議 午後 3 時 18 分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 認定第 1 号 平成 23 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2 号 平成 23 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 3 号 平成 23 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 4 号 平成 23 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 5 号 平成 23 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 6 号 平成 23 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 7 号 平成 23 年度与論町水道事業特別会計収入支出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第 1 、認定第 1 号、平成 23 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 7 、認定第 7 号、平成 23 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてまでの 7 件を、一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員長審査報告書のとおりであります。

これから、認定第 1 号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第 1 号、平成 23 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第 1 号、平成 23 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願いします。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、認定第 1 号、平成 23 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定につい

ては、認定することに決定しました。

次に、認定第2号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成23年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成23年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、平成23年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成23年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成23年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成23年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、平成23年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成23年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを、採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号、平成23年度与論町水道事業会計収入支出決算認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第8 陳情第9号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（大田英勝君） 日程第8、陳情第9号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める陳情を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番。

○総務厚生文教常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第9号、「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める陳情」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、9月19日（水）に全委員出席のもと、第1委員会室で開催いたしました。

この陳情は、地域の実情に応じて、「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求めるもので、本町においては、さんご礁の面積を交付税算定の基準とするよう求めた経緯もあり、この趣旨には賛同できることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わりります。

○議長（大田英勝君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑ありませんか。5番。

○5番（喜山康三君） この地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める陳情書、地方財源を確保する充実の仕組みの構築については、何ら異議を申し上げるわけではありませんが、簡単な話、これは増税ですよね。新たな住民負担を強いるものであります。

先の国会でも消費税のアップが決まり、また金額が少ない多いは別として、こういう新たな税の課税が次々つくられてくるのではないか。今度から、環境税という

ことでガソリンに30銭課税される法律が通ったとも聞いておりますが、いかにもこれがこの言葉だけ振りかざせば課税するのがまかり通るみたいな風潮がある気がするのです。

いずれにしても、住民に対して新たな負担を強いるわけで、こういう増税については、地方議会で安易に可決すべきではない。まして陳情などすべきではないと私は思います。いかがでしょうか、委員長。

○議長（大田英勝君） 8番。

○総務厚生文教常任委員長（麓 才良君） 委員長報告は、当委員会の審査の経過と結果についての報告であり、それに対する質疑であると認識をしております。

よって、今の質問に対しては、私の識見を述べるということになると判断をいたしましたので、答弁は差し控えさせていただきます。

さらに、私たちが審査をいたしましたこの陳情の趣旨については、お手元に配置しております陳情書の中に明記されておりますので、御覧になっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第9号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める陳情」について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先ほど述べたように、住民にこれ以上の負担をかけるような税の在り方は本来やるべきではないと思います。今度から環境、電力関係にも、それと似たような形で電気料も値上げされます。これは、課税する中において、総合的に判断されるべきものであって、こういう課税の在り方を求めるようなこの陳情については賛成しかねる。反対いたします。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 本陳情に対する賛成討論を行います。

私は決して、住民負担にはあたらないと思っておりますし、この間の台風15号、16号、17号のような地球環境の異変が、我々与論町の住民、あるいは国民に大きな影響を与えてるのであって、お互いに環境を大切にするというのか、守るというのか、そういうことからしてもひとつの意識の高揚にあたるのではないかと思うからこそ、賛成討論を申し上げるのであります。ですから、今喜山さんが言われました新しい住民への負担増にはあたらないと思いますので、賛成をいたします。

○議長（大田英勝君） これで討論を終わります。

これから、陳情第9号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める陳情」を採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情について委員長の報告は、「採択」とするものです。

陳情第9号、「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める陳情」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、陳情第9号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める陳情」は、委員長の報告のとおり「採択」することに決定しました。

-----○-----

日程第 9 陳情第 7 号 平成24年度表層魚礁緊急設置補助事業についての陳情

日程第10 陳情第10号 イヌパ線（仮称）改良舗装整備についての陳情

○議長（大田英勝君） 日程第9、陳情第7号「平成24年度表層魚礁緊急設置補助事業についての陳情」及び日程第10、陳情第10号「イヌパ線（仮称）改良舗装整備についての陳情」を一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○環境経済建設常任委員長（供利泰伸君） ただいま議題となり、本委員会に付託されました陳情第7号「平成24年度表層魚礁緊急設置補助事業についての陳情」、陳情第10号「イヌパ線（仮称）改良舗装整備についての陳情」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、9月20日（木）の午後に全委員出席のもと、担当課の職員の同行を求めて、現地調査を行った後で、委員会室において慎重に審査いたしました。

まず、陳情第7号については、魚礁の設置は漁家の生活に直結することでもあり、緊急に善処する必要があることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第10号について申し上げます。

この道路は、改良舗装整備がなされていないため、現在、雨の日などの悪天候時には通行ができなかったり、車両のすれ違いもできない状態にあります。また、集落民の県道への行き来や週報の配布道路として、利用頻度が高い道路であることに加え、地域住民の交通安全及び利便性の確保はもとより、農業の生産性の向上を図

る上からも早急に整備すべきであると認められることから、採決の結果、全会一致で採決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第7号「平成24年度表層魚礁緊急設置補助事業についての陳情」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号「平成24年度表層魚礁緊急設置補助事業についての陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号「平成24年度表層魚礁緊急設置補助事業についての陳情」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第10号「イヌパ線（仮称）改良舗装整備についての陳情」について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号「イヌパ線（仮称）改良舗装整備についての陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号「イヌパ線（仮称）改良舗装整備についての陳情」は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第11 発議第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組

### み」の構築を求める意見書の提出について

○議長（大田英勝君）　日程第11、発議第4号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君）　発議第4号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰伸。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地球温暖化対策のための税の一定割合を、各地区の実情に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みとして、早急に構築するとの趣旨に賛同し、その実現方を求めるため、関係行政長に意見書を提出しようとするものであります。案を添付してありますので、御覧になっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君）　趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　討論なしと認めます。

これから、発議第4号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第12 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第12号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

### 日程第13 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第13、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報、議会運営委員会の各委員長から、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回与論町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午後3時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 隆壽

与論町議会議員 喜山康三